

第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（骨子案）に関する意見

No.	頁	事業番号	事業名	区分	意見
1		1	水源の森林づくり	パブコメ	これまで公的管理を行ってきた私有林を所有者に返還するというが、これは個人の財産を税金を使って良くしてやったということではないか。 良くしてやって持ち主に返し、悪くなったら県が管理するのか。 税金かけて整備した森なら、それは県民全体の財産だ。 自分の財産は自分で価値を守るのは、民主主義、資本主義の大原則のはずだ。 このような税金を個人のために使うやり口は断固反対だ。
2		1	水源の森林づくり	パブコメ	神奈川県では森林の保全事業において、荒廃が進む私有林という言い方を以前からされているが、県有林や国有林は荒廃が進んでいるわけではないのか。 率直に申し上げて私有林でも管理が進んでいるところと比較すると、県有林や国有林の方が荒廃している箇所はいくらでもある。 少なくとも県有林の中でも荒廃がひどい箇所を整備しないで私有林を整備することを優先するのは納得できない。 県有林と私有林の荒廃箇所を比較して、すべての点で県有林の整備が進んでいるというならば納得できるが、まずそのデータを示してほしい。
3		1	水源の森林づくり	パブコメ	この骨子案の記述によると、整備した私有林の公益的機能の維持が課題とされていてその対応が維持されるよう監視ということか？ 馬鹿を言っただけではないか。 契約それが無理ならせめて協定を締結して所有者に義務を負わせる仕組みがなければ何のための整備か。 少なくとも売却禁止と善管注意義務を貸すべきで、そのために条例を制定した方がよい。
4		1	水源の森林づくり	パブコメ	平成9年度から実施している水源の森林づくり事業で確保した森林は、平成29年度以降、契約期間が満了し、所有者へ返還される。返還した森林は、その後も水源かん養機能など公益的機能が発揮される状態を持続していくことが望まれるが、所有者が森林の状況を継続的に把握することは困難な状況である。 ・・・とあるが、このようなことは最初から分かっていたはずだ。 それを承知で進めておいて、今さら、何を言っているのか。 私は、公金を使用しての私有林の整備は当初から反対だったのに、無責任な山林所有者を甘やかした結果がこれか。 百歩譲って、過ぎてしまったことは仕方ないとしても今後の公益機能の維持は、受益者である山林所有者に負わせるべきだ。 それとも県では、今後も未来永劫、一部の土地所有者のために公金を投じ続けるつもりか、もういい加減にしてほしい。 私はかかる事態になった計画の責任者を処罰してほしいくらいだ。こうした県民がいることを良く承知していることだ。
5		1	水源の森林づくり	パブコメ	県が水源税を使ってまで山林を整備している理由は、木材価格の低迷で森林が荒廃しているからですね。そうだとすると、森林を整備すれば木材価格は上がるのでしょうか。もし上がらないなら、また、荒廃して、税金を投入して整理することになるように思います。そのような形で個人の財産である私有林を税金で整備するのは不公平な気がします。むしろ、県の森にした方がよいと思います。これから墓地も不足しそうだし、公営で樹木葬の墓地にするのがよいと思います。そうすれば埋葬された人の遺族が森を管理するようになり、受益者負担の原則が確立し、税金からの支出も減るでしょう。少なくとも税金を使って、個人の財産価値を高めるような今の方針よりはよいでしょう。
6		1	水源の森林づくり	パブコメ	「荒廃が進んでいた私有林を重点的・集中的に確保・整備を進めてきた結果、人工林については、概ね順調に手入れ不足が解消してきており・・・」と記載されているが「神奈川県環境基本計画」骨子案p.51の記載によると、こうした荒廃の原因は長引く木材価格の低迷とされている。そうだとすれば、荒廃している私有林を整備しても、木材価格が低迷したままであれば、また私有林は荒廃するのではないか。そうすると私有林の整備などは対症療法に過ぎないし、そのようなことに税金を投入するのはむしろ無駄なように思う。 必要なのは木材の生産コストを採算ベースにするための取組であろう。 原因を解消しないまま、山林を整備しておいて、それを成果と謳われたのでは納得できない。 こんなことに人や金を使わないで、木材価格が上昇するような取組をすべきだろう。
7		1	水源の森林づくり	パブコメ	「水源林の機能を高める努力に関して」 森林は階層構造が発達する。それを単純化させ、目的とする材を生産する効率を高めるためにスギやヒノキの単層にした場所が人工林である。 低木や草本の機能には、色々なことを挙げることが出来る。雨滴侵食に対するバッファーを始め、昆虫の食草になったり、虫媒花には花蜜を提供するであろう。また、スギやヒノキの落葉よりも分解速度が著しく速いリターを供給することになる。 【人工林の土壌の団粒化、栄養向上が、林地を持続可能とする】 人工林の水源林機能を向上させるためには、土壌の栄養状態を高め、土壌の物理性を高めることが求められる。それには、土壌に集積される有機物が豊富で、その分解の速度が速いことが不可欠となる。 スギやヒノキの単層林は、豊富な有機物を供給することができるが、葉の構造や性質上、分解の速度が非常に遅いことで知られている。腐植の連鎖を滞らせており、物質循環にマイナスになっている。とくにヒノキ林では、マイナスの影響が顕著である。間伐期に達した壮齢林では、手遅れになると下草はなく、乾燥した分解途中の葉が堆積している。 そこで、sustainable development（持続的な発展）の視点から、規模の大きな人工林地においては、間伐期だけでなく、低木や草本が常時侵入できる空間を維持する必要がある。 【高標高人工林の広葉樹林化】 その一つとして、同一林分では、目標とする材の生産が出来ないような不成績地では広葉樹林化を進めること、

No.	頁	事業番号	事業名	区分	意見
					<p>【人工林の中に孔状広葉樹群の導入を】 そうでない場所においても、10m×30m程度のギャップが出来る孔状間伐を1ヘクタールに1-2ヶ所セットし、光を導入し、1ヘクタールあたり1トンを超える低木や草本の落葉が混じるようにすれば、土壌の物質の動きに変化が出てくるのではないだろうか。低木や草本を侵入させる取り組みで、人工林の水源機能を増加させる試みを計画してはどうだろうか。 これまで高標高の広葉樹林で行われてきた本数調整伐は、果たしてどのような効果が期待できたのだろうか。森林を歩いてみて、無駄な調整伐が多いことに気づくのは、筆者だけだろうか。</p> <p>【生物多様な人工林施業を】 神奈川県の水源地協定林では人工林間伐（除伐）の際、広葉樹を残す取り組みがすでに行われているが、斜面上部と下部で間伐率を変えるなどもっときめ細やかに、積極的に低木や草本層を導入すべきと思う。生物多様な森林づくりは現場作業班の植物に対する体系的な知識に負うところが多い。森林植生についての知識向上を図るべく、現場指導が求められる。有用樹とザツ（人にとって有用でない物の総称）という考えからの脱皮が求められる。</p>
8		1	水源の森林づくり	パブコメ	<p>(2). 水源の森林づくり事業への意見 1. 一般会計よりも大きい超過課税のお財布を持ち、日本一金のかかるやり方の結果 (1) これだけお金をかけるなら、地域密着の林家を育てたらどうか。 ・このままでは水源環境税終了後にはどの林業会社も立ち行かない。その後は仕事の奪い合いになり、安かろう悪かろう仕事が横行する。林業のスラム化は目に見えている。 ・水源林だ、公益的機能だと言うが、木材生産や経営を視野に入れた整備を行わなければ将来の木材の品質は下がる。そのようなつけを次世代に送れば、人材も嫌気がさして神奈川県の森林を去っていく。大金を投じた結果がそんなことで許されるだろうか。 (2) 公助の原則に立ち返れ ・公助として行政のなすべきことは、学校をつくり、人を教育して社会の基盤をつくり、産業を育成することであって、自ら森林整備を行って林業を殲滅することではない。 ・また緊急手術的に介入を行なったとしても、8年を超えて森林所有者の生活保護のような状態を維持するような仕組みは変えなければならない。早急にリハビリや体質改善、生産性の回復に向かわなければならない。 2. 林業を一度捨てれば、公的管理と超過課税の恒久化を招く (3) 県民に20年計画と約束した以上、森林と森林所有者の距離を縮める責任がある。 一次産業の後継者は(1)Uターン (2)Iターン (3)孫ターン と言われている。今の制度は林業を圧迫し将来展望もないので、それら人材を拒絶している。 (4) 6月30日の閣議決定：林業に多様な担い手を育てることが国の大方針 半農半林・半漁半林のように、林業を、IT、創作活動、福祉、カヌーや料理などの観し、経営破綻や定住失敗によって再び都会へ戻るような事態も防ぐことができる。 (5) 春夏農業、秋冬林業は、日本の常識 森林組合の作業班の離職理由に、夏場の下刈りがある。毎日の炎天下の作業は、体力的に追い詰め、働く意欲も奪う。また夏場は伐倒した木に虫が入りやすく商品価値を著しく落とすので、お盆を過ぎてから切るのは日本の林業の常識である。</p>
9		1	水源の森林づくり	パブコメ	<p>2. 鹿柵の工夫 ・鹿柵の下から潜り込まれている現場が多いが、内側に丸太をかませ、目を細かくしたり、壊れやすい入口を強化するような、既存の技術を徹底すると共に、技術革新に対する費用も水源環境税の対象とすべきである。</p> <p>3. 宮ヶ瀬湖周辺をはじめとする広葉樹林の施業とその後の手直し計画 (1) 元々の土砂流入が多いところには、その場所に合った計画が必要 ・宮ヶ瀬ダムには、平成12年の完成からの15年で、約100万?の土砂が堆積した。戦後すぐに完成し68年間で約70万?の相模湖と比べても破格の量で、これは量と質の安定確保とは程遠い。 ・そこにあるのは広葉樹林で、本来間伐の対象ではないが、手を入れ過ぎた結果、土壌の流出増加を招いて、それにより広葉樹林の整備手引きの見直しが行われたのだから、その原因となった伐りすぎの森林に対する手直し計画が示されなければならない。 (2) それと共に、森林所有者への説明も必要である。</p>
10	P13の2~3行	1	水源の森林づくり	県民会議	<p>1水源の森林づくり事業の推進について 平成9年度から実施している水源の森林づくり事業で確保した森林が、平成29年度以降、契約期間が満了し、所有者へ返還されます。このため、第3期計画(骨子案)において返還後の森林の状況を把握し、公益的機能の持続状況を確保していくため、森林の巡視等を行う仕組みを構築することですが、巡視の結果、荒廃林へ移行する可能性があるなどと判断された森林に対して、どのような手法や仕組みで健全な森林を維持していくのか、巡回だけでなく、森林整備も含めた制度設計が必要であると考えます。</p>
11		1	水源の森林づくり	市町村	<p>○ 7ページ ウ 森林の公益的機能の維持 「こうした森林について、将来にわたり、公益的機能を持続させる仕組みづくりを導入します。」 上記記述に対する施策が提示されていないため、かながわ水源環境保全・再生実行計画の第三期及び第四期が終了した後、県として森林整備を継続していくのか、市町村として不安である。 県税超過課税による財源措置が終了し、代替財源の措置がなければ、現行の森林整備が不可能になるのは明らかである。そのため市町村として、県の長期的な森林整備施策の位置付けを現段階で明確にしてもらいたい。</p>
12	P7	1	水源の森林づくり	市町村	<p>(第3期の考え方) ⇒第4期の完了をもって、同時に水源環境保全税も完了するのであれば、第3期、第4期は、水源環境保全税がなくなった後の水源の森の管理方法について、具体的に踏み込んだ考え方を明確に表してください。</p>
13		2	丹沢大山の保全・再生	パブコメ	<p>丹沢・大山の自然再生対策で箱根や小仏山地でのシカの管理対策を進めるとあるが、箱根は、丹沢でもなければ神奈川県の水源でもないはず。 被害も以前から出ている。 県民からの目的税を徴収しておいて余計なことをするのはおかしい。 そもそも丹沢山地でのシカの被害が解消したわけではなく、エリアを広げるのは丹沢での取組を遅らせるだけだ。 この取組をするのであれば、箱根山地や小仏山地での取組が丹沢山地での取組を進める上で不可欠な要素になっていることを立証すべきだ。 今回の骨子案の記述だと被害が出ればどこにでも行くという集団自衛権を連想させる。 水源税は用途やエリアを限定して用いるよう断固要求する。</p>

No.	頁	事業番号	事業名	区分	意見
14		2	丹沢大山の保全・再生	パブコメ	丹沢大山の保全・再生対策 (P. 14~15 シカの管理捕獲について) 猟友会への委託による中標高、そしてワイルドライフレンジャーによる高標高でのシカの管理捕獲が行われ、それなりの植生回復に表れているということで地道な努力の結果だと思っております。適正な頭数にすることは、シカも人間にとっても重要なことであり、これからもぜひ推し進めて頂きたいものです。 しかしながら猟友会の方々も年齢の高い方が多いと聞いており、これ以上期待すること難しいし、ワイルドライフレンジャー (WLR) に至っては、たった3名で広い丹沢山塊の急峻な捕獲困難地域で効果ある活動を期待しても難しいのではないかと感じております。最近では県内の箱根や小仏山地、東京そして山梨にもシカの採食が始まっているようでかなり大胆な施策を打っていく必要があると思っております。参加意欲を示している企業もあるとの話も聞いており、また大学への支援の呼びかけをし、よい知恵を出してもらおう事や、WLRをさらに増員を検討する必要があるのではないのでしょうか。全国的に見てもシカの問題は発生しており、WLRを増やしても要望はまだまだあると考えるし、特技をもったWLRを何県かまたいで活動して貰う工夫も出来るのではないかと。シカの問題はすべての鍵で早く解決することが望まれると思っております。
15		2	丹沢大山の保全・再生	パブコメ	最近はまだ登山が小さなブームのようで、丹沢や大山にも登山者が増えてきたような印象を受けます。 しかし、こうなるとトイレや持ち込まれるゴミの管理も結構大変です。 今は大分ましになったのかも知れませんが、ほんの少し前まで、し尿を入れたタンクを背負って登り降りしたりしていました、山の中には昔ゴミを埋めていた時代もあったらしく、そのようにして埋められたままの金属もたらす影響も懸念されます。 こうした問題は全国的にも管理が問題化しています。世界遺産になった富士山などでも問題の一つとなっています。 実効5カ年計画では、こうした利用者対策に関する対策がありませんが、特にトイレとゴミの問題はしっかりとした対策が必要だと思います。
16		2	丹沢大山の保全・再生	パブコメ	今回の環境基本計画では、丹沢大山の自然再生対策が、水源の保全政策に位置づけられたと伺いました。 それならば、水源税を使ってユーンシロッジへの道路を整備してもらえないでしょうか。 現在、神奈川県ではこの施設の利用方法を公募にかけて指定管理者を募っているようですが、施設に行くには落石の多い未舗装道路しかなく、施設もかなり老朽化しています。 このまま誰も名乗りを上げないとあのまま朽ち果てかねません。 県は、水源税を使って私有林の整備までやっているようですが、税金を使って個人資産の価値を上げるような事業を行う余裕があるなら、自身の管理している施設の管理にも財源を振り分けるべきです。 そもそも、ユーンシロッジは丹沢湖の上流域にあり、まさに水源です。 公物管理者としての責任を果たすのに良い条件です。 是非、何らかの対応をお願いしたいと思います。
17		2	丹沢大山の保全・再生	パブコメ	神奈川県では、今回、環境基本計画、生物多様性地域戦略、水源環境保全・再生実行5カ年計画の骨子案を示しているが、この中には、丹沢等の山中に埋設されたゴミについて、対策を検討された様子が無い。 本県に限った話ではないが、昭和時代まで、山小屋などの周辺を中心に、地面に穴を掘ってゴミを埋めるという習慣が登山ではあり、このため今でも埋設されたゴミが大量に存在している。県ではボランティア等の力を借りて掘り出しは、ヘリで搬出しているが、今もって解決してはいない。 こうした負の遺産の措置を無報酬のボランティアに頼るやり方では限界があるだろう。水源問題にも少なからぬ影響を与える問題であるのでしっかりとした対策をたてていただきたい。
18		2	丹沢大山の保全・再生	パブコメ	(3). 2. 丹沢大山の保全・再生対策 (1) ワイルドライフレンジャーに見られるような外注化は、極力避けなければならない。 ・現在のレンジャーは、1年契約でありながらたまたま継続されていて、責任感があり、人柄にも誠実さが感じられるが、今年からは、全国的に外部委託が認められるようになって、今後ますます一般競争入札による外注化が進めば、県の仕事であることの誇りも次第に薄れ、地域の県民に冷たい態度をとり、獲物の数だけを追うような質の悪い者が混じってくるのは確実である。 ・地域に根差し、誇りをもって長期に担当できる仕組みの導入が必要である。 (2) レンジャーの職員登用は必要である。 南アルプスなど高山帯への猿や鹿の進出は顕著であり、今後も継続的な需要が見込まれる以上、更なるノウハウの蓄積も求められている。山梨県が大雪と同時に山での鹿の死亡例報告システムを稼働させたような、先手先手の対策が、1年契約で全員が入れ替わっている状況のレンジャーに務まるとは思わない。
19		2	丹沢大山の保全・再生	県民会議	丹沢大山の保全・再生対策において箱根や小仏山地でシカ管理対策を進めることに対する意見に関連して、丹沢大山を看板に箱根、小仏をやるのは看板と内容がずれているとの指摘についてご検討いただきたい。
20		2	丹沢大山の保全・再生	市町村	第2期実行計画では、丹沢・大山地域において環境配慮型トイレへの転換事業が位置付けられておりますが、登山客や観光客が利用する従前の浸透式トイレについては、長年の使用により汚物が土壌に浸透することで、溪流や地下水の水質へ悪影響を及ぼす懸念があります。こうしたことから、環境配慮型トイレへの転換については、地域水源林エリア全体を対象地域に加えていただくとともに、環境配慮型トイレの設置・補修について、第3期実行計画の事業として検討いただきたいと要望します。
21		2	丹沢大山の保全・再生	市町村	箱根山地のみならず、小田原市の根府川・久野・曾我・小竹地区などでもシカが目撃・捕獲されているので、これ以上拡大しないよう、県が主体となり、捕獲に当たっていただきたい。
22		2	丹沢大山の保全・再生	県民フォーラム	ワイルドライフレンジャーの取組みについて。シカの捕獲を行う目的・どの位生息している、どの位減っているのか、その効果が不明確であると感じました (それだけシカが多い中、捕獲数が少ないのであれば、意味があるのか) また、森林の保全といえど、命を奪う事は生物多様性と逆の方向に向かっている気もします。別の場所に住ませる、今後のシカの増加を防ぐ活動に力を入れた方が良いのではないのでしょうか。今の取組みがシカの「管理」、森の保全になっているとは思えない内容でした。

No.	頁	事業番号	事業名	区分	意見
23		3	土壌保全対策	パブコメ	世附川の河岸で森林土壌をなすスコリアが流失し崖が大規模に崩壊し、川に材木が滑り落ち込んでいたのを見たことがあります。水源涵養機能を発揮すべく森林が崩壊し、スコリアも丹沢湖に流入し、湖底面を上げることになり、ダムの本来的機能である保水量に大きな影響を与えているとのことでした。今までは、どちらかという県西部にあまり関心が少なかったが、県西部には土壌に関連した、まだまだ大きな問題が残っているようです。 また河内川沿岸でもスコリアの崖が崩壊し、保全工事をしているのを見学したが、土留めを丸太組み工法で行っていたので、なぜコンクリートでやらないのか聞いたところ、水源税ではコンクリート堰堤できないとのことだった。もっとフレキシビリティがあってもよいのではないかと思います。
24		3	土壌保全対策	市町村	既存の水源を保全し、将来にわたり良質な水を安定的に確保するためには、県民の水がめである津久井湖・相模湖などのダム湖が適切に維持管理されていることが重要であり、結果的には水源環境の保全に効果があるものと考えます。現在、県や県企業庁によりダム湖の湖岸崩落対策事業が順次行われているところですが、更に対策事業が進められるよう第3期実行計画の事業として検討いただきたく要望します。
25		3	土壌保全対策	市町村	第3期計画において「土壌保全対策の推進」を掲げたことは良いと思います。 何故なら、森林の管理は土壌の管理だからです。 水源環境保全・再生においては、森林の持つ多面的機能（公益的機能）の発揮が重要と考えます。 新たに土木的工法も取り入れて土壌流出を防止することのようですが、場所によっては土木的工法も必要だと思いますが、自然再生による林床植生を豊かにすることも必要です。 そのためには、獣害対策も重要となるため、シカの生息状況や急峻な地形に対応した手法・工法を検討しつつ、土壌保全対策を実施することは良いと思います。
26		4	間伐材の搬出促進	パブコメ	(5). 搬出と出口 1. 日本一高い搬出コストと、日本一高い搬出助成金 (1) 作業道は、山も守る、地域も守る、林業も守る ・架線集材によって搬出された材の搬出助成制度は「作業道を作らない」と「林道を直さない」との言い訳にしかになっていない。 ・適切に作業道を入れていくことは、搬出コストを下げることであり、山への出入りを増やしてそこで働く人を増やすことであり、それによって獣害が減り、獣害で傷つく木が減る事であり、結果的に価格競争力もついて、作業道を入れる技術の向上も期待できて、山はより安全になっていくことである。 ・今は一般競争入札なので、20年のうちに1週間くらいしか人が入らないから、作業道を入れることの意味がわからない。 (2) 一般会計の森林予算の不足が加速させる、路網の不均衡 ・東丹沢には密度の高い林道があるのに、西丹沢の林道は一般会計の不足によりいつまでたっても増えないし崩れても直らず、減る一方。 ・進む路網の不均衡は即ち、助成制度の較差放置であり、地域差別にも繋がっている。 (3) 搬出量だけ増やす目標に意味はない ・伐りやすいところから伐り、山全体を経営する視点がなければ山全体を守ることは不可能である。 ・出した木がどうなっているか、内訳が重要であるが、今の県のやり方は、超過課税を投入しながら儲かっているのは主に福島県と三重県の業者という結果である。その状況に県内の製材所は希望を失い、店じまいを考えていて技術の継承も風前の灯である。 ・この仕組みでは、県民が県内の豊かな森と木の文化に触れる機会を奪い、近くにある巨大消費地での市場を小さくしている。 ・企業が持つ社有林では、搬出助成金がある間に稼ごうとする伐り過ぎが起きている。
27	P18	4	間伐材の搬出促進	県民会議	4 間伐材の搬出促進 <間伐材の搬出促進と利活用の仕組づくり> というタイトルへの変更を要望します。 骨子案では、搬出促進という面だけに、注目をしていると思います。消費を考えてこそ川上から川下までの森林循環でしょう。 マーケット（910万人の県民）が現に存在する以上、森林資源を県民に繋ぐ新たな仕組みづくりがぜひとも必要なのではないのでしょうか。 以下、アイデアとして記します。 ウッドスタート（木育）という言葉があります。赤ちゃんが誕生したご家庭に積木などの木製品を自治体がお祝いとして贈るものです。 神奈川県でも、例えば、スギかヒノキ製の「身長計」の板を贈呈することを発案されてはどうでしょうか。 安定した需要があれば、消費からドライブを起すことが出来ます。 肝心の財源ですが、森林再生パートナーなど法人等からの寄付なども含めて、広く県民から寄付を募り、足りない部分に水源環境保全税を充てたいと思います。 その折は、今の「神奈川県水源環境保全・再生基金」も呼称変更し、「神奈川県もり・みずファンド」として、より親しまれる身近な基金とすることが必要かもしれません。よろしくお願ひします。
28		4	間伐材の搬出促進	市町村	間伐材を出すことが困難な山は、無理に搬出しようとするコストがかかるとともに、林床を過度に傷めることになります。 どんな搬出でも林床を傷めない搬出はありません。 林野庁でも奥地等の条件不利地の森林と、路網の整備がし易く、比較的容易に搬出ができる森林とを分けた森林整備をうたっており、条件不利地については、森林の多面的機能を損なうことなく、広葉樹林、針広混交林などへ誘導としています。 間伐材を出せる山と出すことが困難な山があるので、どんな山でも間伐材の搬出を促進するという誤解を招かないよう、「搬出が可能な森林は」とか、第2期計画の成果にある「森林資源として活用可能な森林において」という一文を、第3期計画では記載した方が良いと思います。
29		4	間伐材の搬出促進	県民フォーラム	私は一昨年まで神奈川県県木連の会長をしていた。県森林審議会にも6年在籍したので、山には非常に興味を持っている。山は持っているも資産価値はなく、管理が大変である。この現状に行政が手を差し伸べてくれたということで、私たちは喜んでいて、大径木の処理はどのように行っていくのか。今後どのような森林管理を行っていくのか。

No.	頁	事業番号	事業名	区分	意見
30	P6	5	地域水源林整備	市町村	(これまでの成果と課題) ⇒第1期、第2期において「水源の森林」の整備対象として、スギ、ヒノキ林を重点的に対応し用材として活用してきましたが、一方里山における広葉樹林については、施業代行方式の整備手法により維持管理等を推進してきました。しかし、広葉樹林の活用に関しては、計画や方針が示されておりません。 次期5か年計画においては、里山における広葉樹林の活用方法について、課題を抽出し、今後の広葉樹林の利活用を図ってください。
31		6	河川・水路における自然浄化対策	パブコメ	第3期計画が始まるのは、大綱20年計画の半分、10年が終わった段階のはずだが、相模湖の直接浄化対策について、こんな段階で「具体策を検討したが実施上の支障等があり、有効な対策を見出せなかった」などと言いつつは解せないことである。「直接浄化対策に替えて、発生源対策を行うこととし、水質汚濁について発生源の調査を行った結果、生活排水が主な汚濁原因であることが確認できたため、相模湖周辺の汚濁が大きい区域の生活排水対策を優先的に実施していくことになった」などと続けているが、今後も無策の中で時間切れを待つつもりなのだろうか。 相模湖の水質汚濁、富栄養化について、直接浄化対策などは補助手段以上でないことは当初から分かっていたであろう。相模湖が年27回も水が入れ替わる流水ダムである等の条件も考慮することなく、植生浮島などに時間を浪費してきたとしか思えない。
32	P7	6	河川・水路における自然浄化対策	市町村	〈取組の拡充等〉 イ 水源環境への負荷軽減に向けた支援の拡充 「第3期計画から県内水源保全地域全体の生活排水対策を進めるため、合併処理浄化槽整備の対象地域をダム下流域に広げるなど、支援を拡充します。」との記述がありますが、河川、水路における自然浄化対策の推進施策(骨子案21頁)においても、対象となる水源エリアを鈴川流域山間部(三ノ宮・善波地区)まで広げていただき、自然豊かな生態系(ホタル等の生息)を再生し、歴史的な地域の景観に即した河川水路の整備を行うため、水源エリアの拡大を要望します。
33	P23	7	地下水保全対策	市町村	(第3期計画での対応方向) ⇒地下水保全計画、地下水モニタリングを反映させた地下水の管理手法を実施する市町村への支援を追加してください。
34	P23	7	地下水保全対策	市町村	(地下水かん養対策) ⇒水源環境保全・再生市町村交付金の対象外とされている既存事業に対する考え方を見直していただきますようお願いいたします。 特に、当市で実施している「家庭用雨水浸透ます設置補助金交付事業」については、交付金の対象としていただいておりますが、平成17年度予算額500千円(40基分)については、既存事業分として控除対象とされてきました。 当市では、計画の達成に向けて、市民に対する広報、住宅展示場等へのリーフレット配布など事業の周知を行っていますが、景気の影響などにより設置基数はなかなか増えない状況です。このため、交付金制度創設以降、毎年、形式的な手続きのみで交付金を交付されたことがあります。 一方で、「家庭用雨水浸透ます設置補助金交付事業」は、交付金制度創設以前から実施してきた事業ではありますが、年度ごとに新たに設置された雨水浸透ますの設置者に補助を行っている事業であり、その対象は新規に設置した市民です。これらのことから、既存事業ではなく、新規事業であるものとしてお取扱いいただくなど、事業の内容に応じた対応をお願いいたします。 第1期5か年計画実績 H17 H19 H20 H21 H22 H23 市交付件数 40基 20基 40基 27基 27基 28基 水源交付金額 0円 0円 0円 0円 0円 第2期5か年計画実績 H24 H25 H26 市交付件数 28基 19基 2基 水源交付金額 0円 0円 0円
35		8	生活排水処理施設の整備促進	パブコメ	河川・水路における自然浄化対策の推進(P21) 相模湖はだれもが小さいときに遠足や大人になってからはピクニックなどに訪れたことがあり、知らない人はない湖であるが、相変わらず水質汚濁が著しいようです。報告書には、今頃水質汚濁の発生源は生活排水の汚濁の原因であることが確認されたとあるが、読んでいてまだこの程度なのかがっかりしました。第3期計画では相模湖周辺の汚濁が大きい区域から優先的に合併浄化槽の整備を行うとあるが、一刻も早く行って欲しいものです。
36		8	生活排水処理施設の整備促進	パブコメ	県内ダム集水域においては、道路境界未確定など下水道整備をすることの難しさは見学して理解しましたが、下水道・浄化槽そして高度処理型合併浄化槽をうまく組み合わせ一刻も早く集水域でのリン・窒素の流入を防ぐことが重要だと思います。個々の状況を配慮しては、この整備はいつまでたっても進まないと思います。
37		8	生活排水処理施設の整備促進	パブコメ	水源対策として、下水道や浄化槽の整備が進んだことが成果とされていますが、この時期には神奈川県環境基本計画の意見募集もされており、その骨子案を読んだところ、相模湖、津久井湖の水質は、環境基準が達成されておらず、富栄養化が進んでいるとあります。 これは、今後計画通り、下水道や浄化槽の整備が進めば、改善が進むのでしょうか。 記述がないことをみると、成果がないので、事業実績の積み上げをもって、成果が上がったとしているのではないのでしょうか。そうだとしたら姑息ですね。 この対策は、実のところ、必要もないインフラ整備を進めるためのダシに水源の水質問題を利用しているではありませんか。 こんなことより、下流部で老朽化する水道管の整備の方に投資していただくべきだと思います。
38		8	生活排水処理施設の整備促進	パブコメ	(6). 8. 生活排水処理施設の整備促進 1. 不平等の解消。ダム湖上流だからといって、高度処理型を求めることは理屈に合わない。汚濁原因は、養豚場のような、大きなところから対策を行うのが筋である。 2. 現在の基準を満たしている事業所やご家庭に、高度処理型浄化槽の設置を求めてはならない。地域の経済を冷やし、県の行政への信頼が失われる。

No.	頁	事業番号	事業名	区分	意見
39	P25の2～3行	8	生活排水処理施設の整備促進	県民会議	2生活排水処理施設の整備促進について 第3期計画(骨子案)において、新規に県内水源保全地域における一般家庭の合併処理浄化槽の整備を新規事業として取り組んでいくとのことですが、県営水道の取水は、相模川にあっては寒川で、酒匂川にあっては小田原で行われており、いずれも下流域であることから、上流域にあるダムから取水堰までの間の一般家庭からの生活排水を処理のための合併浄化槽の整備については、必要であると理解しますが、これにはかなりの額の経費が必要となり、その財源をどのように手当するのでしょうか。水源環境税の収収規模を2期計画と同額であるとする、当然これまで継続してきた既存の事業費を圧縮する必要があり、その進捗に大きな影響を与えます。新規事業の導入は、既存事業に影響を与えないという配慮のなかで行うべきと考えます。
40		8	生活排水処理施設の整備促進	市町村	当町においては、一般家庭の合併処理浄化槽の維持管理費に補助金を交付している。そのため、合併処理浄化槽への整備費のみならず、維持管理費についても交付金の対象とするよう拡充を希望します。
41		8	生活排水処理施設の整備促進	市町村	転換の補助メニューや補助金額については、できるだけ第2期と同程度になるよう検討していただきたい。また、対象地域の拡大により、申請基数の増加が考えられるため、財源の確保をお願いしたい。
42	P25	8	生活排水処理施設の整備促進	市町村	(県内水源保全地域における一般家庭の合併処理浄化槽の整備) ⇒1 対象地域を市の市街化調整区域とすること。 今回の第3期骨子案では、生活排水処理施設の整備促進の対象を「県内水源保全地域」、相模川と酒匂川水系の県外上流域とあります。県内のダム等により開発された水は、県営水道から12市6町に対して水道水の給水区域とされていますが、秦野市は地下水が豊富で、市営水道として市民等に県営水道とは別に供給しています。秦野市の市営水道の水源は、ほぼ市の市街化調整区域にあり、この受益を主に市街化区域の市民が受けています。 また、市の市街化調整区域の一部に特定した対象とすると、受益と負担の均衡に加えて、補助制度の公平性が保てず、市費を投入する必要が生じますので、対象地域を市の市街化調整区域とすべきと考えます。
43		8	生活排水処理施設の整備促進	市町村	2 対象事業を整備(転換)のほか、更新や維持管理も含めるべきこと。 平成12年の浄化槽法の改正から15年が経過しており、水質保全の意識の高い方が早期に合併浄化槽に転換した場合、設備機器の更新の時期が到来します。秦野市では、平成22年度に公共下水道全体計画区域の見直しを行い、市街化調整区域の生活排水処理は、個人設置型合併処理浄化槽で対応することとしています。 公共下水道の計画外である調整区域は、市の大切な水源区域であることから、整備(転換)だけでなく、合併浄化槽の維持管理や更新の受益について、市街地の市民は転換後も受け続けます。このため、この受益に対する適正な負担という点から、対象事業を整備(転換)のほか、更新及び維持管理に関する費用も含めるべきと考えます。
44		8	生活排水処理施設の整備促進	市町村	3 第3期での制度についての検討をすること。 合併処理浄化槽は公共用水域の水質向上に大きく貢献するものですが、その機能を十分に発揮するためには、設置後の適正な維持管理と法定検査の実施が必要となると考えています。しかし、政令市でない場合、浄化槽法の事務は県の事務ですので、なかなか市でその実態把握ができていません。 このため、県には浄化槽の実態を調査していただき、この税の本来の目的である受益に対する適正な負担とする制度とするよう、検討するには、第3期が開始される平成29年度までに終えることは難しいことが予想されます。 そのため、合併処理浄化槽の維持管理及び更新に対する助成制度については、第3期での実現が難しい場合、引き続き、第3期において制度のための調査と検討をお願いします。
45		8	生活排水処理施設の整備促進	市町村	4 計画期間内の浄化槽設置基数等について弾力的に対応すること。 秦野市では、市街化調整区域内の合併処理浄化槽の現状把握のための調査を今年度と来年度に実施する予定です。 この結果、当初の計画基数等の変更する必要が生じた場合には、再調整できるよう弾力的な対応をお願いします。
46		8	生活排水処理施設の整備促進	県民フォーラム	1. 合併処理浄化槽の整備促進について、浄化槽支援エリアの拡大は生活排水処理率の向上により、水源中流域河川の水質改善することと、県内各市では調整区域の下水道整備事業を10年概成として進めている途中で、水源地としての合併処理・高度処理浄化槽をどのように支援し、エリア拡大するのか詳細を知りたいと思います。流域下水道計画・公共下水道計画の県市町村が進めている中で、どのように整合性を計り進めていくのかは、県土整備局と調整して頂きたい。清川村の人口3,000人は公共下水道をすでに整備している。津久井湖・相模湖へ流入域を同じく高度処理浄化槽の整備促進を水源中流域へ支援拡大するのでしょうか。 2. 桂川・相模川流域協議会の言われる神奈川県の水の半分は山梨県の水である、水源税の0.9%では足りないのでしょうか。例えば清川村の3万頭の豚のし尿処理はどのようにされて小鮎川に流れ込むのでしょうか
47		9	相模川水系上流域対策	パブコメ	相模川水系上流域の桂川流域には、流域下水処理場は2ヶ所ある。1986年に稼働開始した富士北麓浄化センターと2004年稼働開始の桂川清流センターである。浄化センターの放流量は約2万トン/日、清流センターは約6千トン/日である。 浄化センターの放流水は、富士吉田市下流で放流されてすぐに、東京電力の水力発電用の小明日見取水口から桂川の水とともに、ほぼ全量が取水され、その後は発電を繰り返しつつ、桂川に戻されることなく相模湖直前の鶴川合流点脇の松留発電所から一気に吐き出され、すぐ相模湖に流れ込まれている。まさに生の下水処理水のままだ。 第3期計画では、清流センターに加えて浄化センターの放流水にもリン削減効果のある凝集剤による相模湖へのリン流入削減対策を実施することを要請する。
48		9	相模川水系上流域対策	パブコメ	相模湖のアオコ対策について「骨子案」の中で明記されているのは21ページの「6 河川・水路における自然浄化対策の推進」の頁だけである。「今後も生活排水対策を促進し、アオコの発生原因とされる窒素・リンの相模湖への流入抑制に努める必要がある」のなら、相模湖へ流入する水の90%を占める桂川の水に対する対策を優先的に行うべきである。 それなのに、21ページのいちばん下の所では「相模湖周辺の汚濁が大きい区域から優先的に合併処理浄化槽の整備を行うなど「生活排水処理施設の整備促進」において生活排水対策の効果的な推進を図る」と書かれている。24ページの「8」でやりましょうということだか、26ページの「9 相模川水系上流域対策」としてやるべきだ。

No.	頁	事業番号	事業名	区分	意見
49		9	相模川水系上流域対策	パブコメ	相模におけるアオコ異常発生について「今後も生活排水対策を促進し、アオコの発生原因とされる窒素・リンの相模湖への流入抑制に努める必要がある」と書かれているが、抽象的にはその通りである。 しかし具体策として、県内集水域とか相模湖周辺の汚濁の大きい区域に限定しての生活排水対策だけでは余りにも不十分である。相模湖に溜められている水の90%は山梨県側の桂川から流れ込んでくるものであり、この上流から一緒に流れ込んでくる窒素・リンに対策を、抜本的な対策を行わない限り、相模湖からアオコを一掃することはできません。
50		9	相模川水系上流域対策	パブコメ	「相模湖におけるアオコの異常発生は、特別対策事業として実施している生活排水対策と一般対策事業によるエアレーション等の取組みにより抑えられているため、今後も生活排水対策を促進し、アオコの発生原因をされる窒素・リンの相模湖への流入抑制に努める必要がある」と書かれているが、アオコの異常発生が抑えられている等とは言えない。 2014年、2015年は大雨や台風により窒素・リンが薄まったり、原因藻類が流された結果でしかない。2013年度には異常発生は起きているし、来年度もまた大発生を見るかも知れないのが現実であり、その条件は存在し続けているのである。相模湖のアオコの主要原因である桂川からの窒素・リンの流入が抜本的に抑えられない限り、偶然の台風等の天候に、お天気頼みに一喜一憂しているのが現状である。
51		9	相模川水系上流域対策	パブコメ	「桂川清流センターにリン削減効果のある凝集剤添加設備を設置し、平成26年度から稼働した結果、放流水のリン濃度の目標値を達成しており、所期の効果が得られている」とあるが、目標値を調べたところ、0.6mg/lだそうであった。現在の稼働は試験あるいは実研なのであるのだろうか。PAC処理でこの1/10位にまでは下げられるはずである。0.6mg/lという目標値は、いかなる所からもってきたのであろうか。 第3期も現在の稼働を続けるそうだが、もっと真げんに下水処理場の高度処理化も含め、相模湖のアオコ対策に取り組んで欲しい。
52		9	相模川水系上流域対策	パブコメ	相模川に流入する水量の80%は山梨県桂川から流入しているものと聞いています。確かに県は森林整備と桂川清流センターの凝集剤添加設備・添加剤に2億円強の資金を投じているようですが、相模湖などの汚れを見ると、清流センターのリンの除去にもっと効果的に多くの資金を投じてよいのではないかと。また、生活排水対策が主な原因なら、山梨県とよく調整し、合併浄化槽の整備を支援することも検討してもよいのではないのでしょうか。
53		9	相模川水系上流域対策	県民会議	課題と対応について 森林整備について 山梨県上流域全体に占める森林面積は神奈川県とは比較にならない程広大である。そこから流れ出る水の8割が相模川に入ってくることを勘案すると、上流部の森林整備面積は微々たる量になり、効果を期待できない。上流部の森林対策は視点を変えるべきと考えます。上流部は神奈川に比べ、林業が活発に動いています。問題は材として出ないことです。19万人の人口では自ずと限界が考えられます。 (対応方向) 上流部の森林対策は整備ではなく、下流部で材の消費の推進や啓発に力を入れることを提案します。
54		9	相模川水系上流域対策	県民会議	課題と対応について 生活排水対策について 桂川清流センターの凝集剤によるリン除去が始まって一年が過ぎたところで、成果や結果が読み取れないところだと思います。 清流センターの接続率が高齢化や設置費用負担などで、伸び悩んでおり、また、清流センターの流域人口に占める割合が少ないので、この先も水質に及ぼす成果は少ないことが考えられます。 (対応方向) 水質（アオコ対策）としてリン除去対策は、上流部人口最大の富士北麓センターの凝集剤によるリン除去対策が第3期以後の検討推進が必要です。
55	P26	9	相模川水系上流域対策	県民会議	9 相模川水系上流域対策の推進 昨今の県民フォーラム等において、神奈川県民と一部の山梨県民の間に齟齬（受益者負担論）が散見されてきています。 この原因としては、両県民の間でまだまだ交流が不足していると思われることから提案するものです。 事業名 : 「水源交流会」の開催（水源視察・各種の交流企画） 主催 : 水源環境保全・再生かながわ県民会議 協力 : 桂川・相模川流域協議会 規模 : 年に数回程度 その他 : 山梨県との共同事業の位置付け
56		9	相模川水系上流域対策	県民フォーラム	神奈川県民の約6割は相模川水系の水を飲んでいる。相模川水系の約8割が山梨県であるという事は、神奈川県民の水源は山梨。相模川水系の上流域に水源税は、驚くことに0.9%しか充てられていない。相模川水系上流域対策の推進について、もっと水源税を充てて推進すべき。県外上流域対策をどのように位置付けるのか。
57		11	県民参加による仕組み	パブコメ	(7). 11. 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み 1. 委員の構成 (1) 林業の専門家の不在 施策調査専門委員会においては、将来の超過課税終了後、林業が産業として定着させる上での意見を求められるが、林業の専門家が最初から入っていない。 (2) 施策調査専門委員会の世代分布 ・ 施策調査専門委が求めらる員会では、超過課税終了後の議論をする上でも、年金が今よりぐっと減らされる世代（昭和40年以降生まれ）の意見が求められるが、全体的に高齢である。 ・ 職業も大半は学校の先生であり、事業者が参加していない。 2. 市民事業が育っていない 神奈川県は材価が安すぎて、事業として成立しないからである。市民事業といえども経済活動であり、県が施策を誤れば、市民事業だって破綻するのである。
58		11	県民参加による仕組み	県民会議	県民会議の運営等の記述に関して、今と同じ水準のことをやっていく印象だが、もう少し踏み込み、第3期は情報発信、情報交流を強化する、評価についても量的評価中心から質的評価へと評価のあり方を見直していくとの方向性は出しても良い。

No.	頁	事業番号	事業名	区分	意見
59		—	その他・全般	パブコメ	「アオコの異常発生は（～中略～）抑えられている」といった根拠のない断言があちこちで目にし、いろいろ耳にするが、以下の例などはその最もたるものである。 「第25回水源環境保全再生かながわ県民フォーラム資料『これまでの取り組み』」4ページでは、アオコの説明では「植物プランクトン（ミクロキスチスなど）」と書きながら、そのすぐ下では「相模湖・津久井湖アオコ（ミクロキスチス）発生状況」として、水道事業者のデータからミクロキスチスだけの数値を抽出したグラフを作成して、「ダム湖の水質を守る取り組みにより、近年はアオコの異常発生は少なくなっています」などとお話を捏造している。アオコ状態を形成する植物プランクトンには、かび臭を出すアナベナ類など色々あるのだ。ミクロキスチスではなくとも、相模湖にアオコの原因藻がいなくなった訳ではない。来年また大発生を見ない保証は全くない。
60		—	その他・全般	パブコメ	県では西丹沢にあるユーシンロッジの指定管理者を公募していますが、役場で聞いた話では、あの施設のある土地や、そこに至る通路は県の保有地だそうですね。 県では税金を使って水源を守るという話ですが、県有林にそのような無駄に巨大な建物を作って、その利用の仕方を民間に頼るような有様なのに、そちらは放っておいて、私有林の整備とかしているのは、本末転倒ではないでしょうか。少なくとも私は全然納得いきません。 今度作成される環境基本計画では丹沢大山の保全の取組は、水源整備の施策となっているそうですし、ユーシンロッジの有効活用には、民間の力を利用したりせず、県自ら取り組むべきだと思います。
61		—	その他・全般	パブコメ	事業費が、どのような組織体にいくら支払われているか、その組織体が何をしたのか、又その組織体の先ずは後の位あるのか知りたい。
62		—	その他・全般	パブコメ	1)各取組みの事業費は水源環境保全税等が充当されているということですが、年間の水源環境保全税どの程度の規模か、各期のこれまでの取組みの各項目の事業費（実績）の合計が、単年度の水源環境保全税の何%ぐらいになるのか、本（骨子案）では判断できないと思慮されます 2)よって第1期、第2期の成果（第2章）に、事業実績が水源環境保全税（等を含む）のどの程度の割合であったかを明示されるとP.31の④使途が明確になると思われます。さらに、各事業の取り組みごとに割合を提示されると、より使途が明確になるとおもわれます。
63		—	その他・全般	パブコメ	5か年計画は、一般会計の事業との連続性があり、骨子案の項目とは必ずしも対応しない内容を多く含むものである。 (1). 一般会計を含む神奈川県森林政策全般の問題 1. 決まっていることは、「道から200m」だけ (1) 崩落によって閉鎖されたままの林道が、一般会計の予算不足で復旧しない。 ・道から200m以内の林業は不可能で、道がある所とない所の森林所有者の間にも不公平が生じている。そのことによる目標の修正も打開策も行われていない。 ・200m以内の人工林を今後も活用していくという前提があるのなら、気候の極端化も見込まれる現在、一般会計における林道修復予算は死守しなければならない。 (2) 全体のビジョンの欠落は、地域との連携の欠落 ・人工林の面積から、各地域でどのくらいの経営主体が必要かを割り出し、地域ごとに整備方針を話しあい、指針を策定し、道をつけるべき森林とつけるべきでない森林など条件を明確にし、道をつけた後の管理方法を策定し、他県の人材も登用して生産性向上に必要な研修を実施する。 ・そしてこの量の搬出を行うために必要な出口戦略、製品内訳と対象市場の設定、流通加工のプロセスをどう合理化し、他地域との競争に備えるかなどを地域の工務店や製材所の情報を集約して分析する過程が必要である。 (3) 20年間続ける一般競争入札と、20年契約で森林所有者を縛ることの不都合 ・20年契約により、森林と森林所有者の距離は絶望的に遠のく。 ・1次産業の担い手となる孫世代のライフスタイルに対応したアプローチが必要である。 ・請け負う業者と社員は、ばらばらの現場を渡り歩き、言われるまま仕事をするのであり、ただの公共事業を当てにするだけの伐採業者に過ぎず、所詮請負の小作人である。 ・森林後継者は、森林を長期的総合的に経営できるように育成する必要がある。 ・一般会計を超える額の水源環境税を投入して間伐を行い、進捗率を以て結果としているが、超過課税のばらまきであり、超過課税終了後の長期的な将来展望を示していない以上は、県民の目を欺く目先の人気取り施策と言われても仕方がない。そうした未来に実りのない林業のままで、人が育つはずがない。20年が過ぎた後、平成39年の春以降、税がなくなった後の森林には、気候の極端化によって危険が増した山と、それを頼める人がいないという、厳しい現実が残される。
64		—	その他・全般	パブコメ	(4) 市町村との林務リエゾン強化し、地域ごとの林業の方針を明確にせよ ・県は確保して間伐するだけで、地域の景観の調整や、山の上と下の森林所有者の交流、森林経済の地域への還元などを考えていない。 ・水源環境税は額が大き過ぎて市町村の裁量が介入できない。地域の山全体を面として見渡す者がいなくなった結果、市町村の林務は弱体化した。 ・地域の林務を補強するには基本から勉強してもらう必要があり、県はそれを支援するための広く情報収集、全国の成功例と失敗例、林務におけるリエゾン人材の育成を行う必要がある。それが結果的に山を強くし、一般会計予算負担をも軽くする。
65		—	その他・全般	パブコメ	2. 次世代を作る視点の欠如 (1) モノカルチャー林業経済からの脱却の道を探れ ・現状行われている水道水源確保と水源涵養事業の多くは、都市部の水需要対策が中心とされ、地域は年に水を送るためのプランテーションとして位置づけられている。 ・地域が本来の林業と自立した山村経済、地域経営を回復しようにも、水源地域はその面積の多くが森林であり（津久井、清川、山北においては森林が9割）、そこを県がモノカルチャー化し、プランテーション化している以上、林業を除いて地域の経営計画を立てること自体が無理であり、県が地域を見捨てる構図になっている。 (2) 後継者世代がパスする神奈川県になるな ・一次産業の担い手の主眼を孫世代に置いた対策の策定が必要である。 ・現在の林業の実態から言って、地域に根付いて林業に取り組みたいと考える若者の選択肢に神奈川県は入らない。実際に県内にそうした気持ちで候補地を探している若者がいるが、誰だって、林業会社では水源環境税がなくなった後の生活が不可能であるし、フルタイムで炎天下に行う林業を志望するということは考えにくい。 ・もしそれを希望する若者が県内の山にやって来て、移住を検討したとしても、そこに眼に輝きのあるすばらしい先輩と稼げる林業現場がなければ、気持ちは冷めてしまうだろう。神奈川県は、林業で生きようとする者から選ばれない地域の代表であるとの自覚を持って欲しい。 ・神奈川県内で地域おこし協力隊制度を利用している自治体がないのも、県が「活力ある森林」とは言っても、「活力ある地域経済」に冷淡であることが各自治体に自然と伝わってしまったことの結果である。森林の将来は、県の都合よりも地域の事情を酌んで進めるのであれば、完全に对症下药で終わってしまう。

No.	頁	事業番号	事業名	区分	意見
66		—	その他・全般	パブコメ	<p>(4). 3. 土壌汚染対策の推進</p> <p>1. 土壌を抑え、山を強くする路網整備</p> <p>(1) 作業道が山を強くする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業道に使われる洗い越しや丸太積みなどは、そのまま土壌保全工でもある。 作業道があれば、ちょっとの崩れなら、地元の人がすぐに補修に行ける。大雨による崩落なども、傷口を小さいうちに塞ぎ、被害そのものを最小限に留めることができる。 脆くて崩れやすい神奈川県には、そもそも林業が不可能な場所はたくさんある。しかし人工林がある場所でも軽トラックが入れるくらいの最小限の幅を確保すればそれでよく、どうしても大型の林業機械を入れなければならないところは別途設計を行うべき。 <p>(2) 大型林業機械の自粛</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型の林業機械の出番は限られ、導入コストを改修するための伐りすぎと、土砂流出はつきものである。 将来超過課税がなくなった後のことを考えるならば、今から大型の林業機械の導入は最低限に控えなければならない。 <p>(3) 作業道技術の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地の形状や性質を理解し、崩れない作業道を作るには、地域を理解し、同じ山をずっと整備する以外に方法はない。一般競争入札による山の整備は、作業道を作る人材の育成に繋がらないため、土壌保全対策に開いている穴を拡げるようなものである。
67		—	その他・全般	パブコメ	<p>2. 県の制度は20年以上、時代から遅れている。</p> <p>(1) 需要と市場が見えていない</p> <ul style="list-style-type: none"> 柱がとれるかとれないかで木の価値を決め、柱でなければ合板という、人生一度のお買いものだけを商機とする戦略を立てているが、それは県は森も木も建築も、そもそも林業がわかっていない人のすることである。 木の持つ機能は、健康効果、視覚的効果、肌触り、香りを楽しむ、日用品や家具として楽しむ、地域の景観をよくするなど幅広く、他の素材に比べて付加価値も高い。 <p>(2) 森林と水道水源は、分けて戦略を考えなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道水源で見るから下流が県の東部の都市部に限られるのであって、これが水源環境税が県民に送った誤ったメッセージである。 現在県内の森林を訪れる人は、京王線や小田急線、東名高速道路を使ってやってくる。だから森林における現在の川下は、東名高速の先と、小田急線・京王線の先にあると考えるのが正しく、販売戦略もそれに見合ったものに変えていく必要がある。 一般会計における流通戦略が歪んでいる以上、民間の流通戦略アプローチもずれている。、県としての産業育成施策は皆無に近い。
68		—	その他・全般	県民会議	<p>3期5年間は、本事業の実質的な最終章である。そのため、事業の整理に必要な4期目は「計画」としては、成り立たない。そこで、事業に対する基本的な考えを意見としたい。</p> <p>本事業は、税の原則である受益者負担を基本とし、水の安定供給と質の改善を、県民に約束したものである。</p> <p>行政は、事業の成果や効果を、定められた20年の枠組みの中で考えるだろうが、その目的を考えた時、個別事業の多くは、20年という短期で結果を得る事は出来ない。不確実性の自然環境を相手にする本事業は、その成果は100年という単位で考える必要がる。そのためにも、第3期5年は、次期20年を見据えた事業の、根本的な見直しが必要になる。</p> <p>基本は、予算額の多寡でなく、広く県民に理解される事業の拡大である。</p> <p>個別事業に対する意見は、評価・批判と多くあるので、水源施策の森林管理に対する基本姿勢を改めて述べたい。</p> <p>現在、一括りになっている「森林管理」を、自然林と人工林に明確に分ける必要がある。水源環境として最も森林機能の役割を大きく有する自然林と、木材生産を目標とする人工林の管理を、水源の森林と、一括りにするのは無理がある。</p> <p>自然林と人工林では、その目的や性格を考えた時、森林の果たすべき役割、期待する機能はまったく違う。</p> <p>当然だが、整備手法は自ずと変わる。</p> <p>事業の中身について、個別事業では仕分けされているが、見出しの概要で分けるべきと考える。さらに、人工林も、ダムより上流域と下流域を分けて考えたい。</p> <p>人工林管理の必要性は認めるが、本制度は一業種である林業の救済制度ではない事を明確にする必要がある。</p> <p>いずれにしても、本計画には、70年代に破綻した林業の支援とは別物と言う意識改革が必要である。</p> <p>林業に公的資金を注ぎ込みつづける事は、水源環境整備という、本来の目的を見失う。</p> <p>予算の多くが人工林に費やされる事を否定しないが、水源環境に最も貢献する自然林整備は事業の独立を担保すべきである。</p> <p>溪畔林整備は、現在まで試験的整備に過ぎず、モニタリング成果も、緒についたばかりであり、事業内容も確立していない。</p> <p>多様な生物の繋がり、森林環境と水との循環など、水源環境として、都市市民に理解されやすい事業である。溪畔林に限らず、様々な自然環境を有する自然再生事業を、一つの括りに組み込む事は、目的や事業の必要性が、「森林管理」という曖昧模糊とした表現の中に埋もれてしまう。</p> <p>人工林の管理・運営は、一義的に所有者の責任と努力の中で行うべきである。そこを基本と考えれば、木材搬出や森林塾などの事業は、本来、一般財源で行う性格と思われる。</p> <p>超過課税で行う林業支援は、一般財源で行う事業と分けて考え、人工林管理なら、一定の林齢を設定し、その後は、所有者責任を明確にすべきである。</p> <p>自然環境の保全までを組み入れた水源環境整備は、ブナ林の再生。シカ管理。溪畔林再生など。これまで事例のない事業に取り組むなど、全国に先駆けた壮大な実験でもある。</p> <p>それを理解し、期待する県民の意思を重く受け止めて欲しい。</p> <p>不特定の県民が等しく享受する利益を基本とする事を、改めて確認したい。</p>
69		—	その他・全般	県民会議	<p>骨子案の構成事業の図に関して、溪畔林事業は1番事業に吸収されていることが分かるように示すと良い。</p>
70		—	その他・全般	県民会議	<p>新たな取組の部分に、集中豪雨などによる土砂災害の激化との記載があるが、さらに大きく言えば気候変動の影響があり、中長期的にこのことに備えるのは大変重要な課題なので、その趣旨を入れると良いと思う。</p>
71		—	その他・全般	県民会議	<p>概ね方向性はこれで良いと評価するが、溪畔林整備事業に関しては、人工林整備を主体とした森林づくりの中に埋もれてしまうのではないかと危機感がある。第3期計画のどこかに溪畔林の文言が見えると良い。</p>

No.	頁	事業番号	事業名	区分	意見
72		—	その他・全般	市町村	昨年7月に水循環基本法が施行され、本年7月に政府は同法第13条に基づき、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環基本計画を策定しました。同計画の基本的な方針として、「健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進」とあり、骨子案に記載されている「将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保を目的として、水の恵みの源泉である水源環境を保全・再生するための特別の対策を推進します」の目的とは関連性が高い内容となっています。そこで、骨子案の考え方、取組には水循環基本計画に関する記述が必要ではないでしょうか。
73		—	その他・全般	市町村	「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」において、総合的な水質汚濁負荷軽減策として、森林や河川における廃棄物不法投棄対策、散乱ごみ対策などの推進の必要性が説かれているところですが、バーベキュー客が河川敷に不法投棄し散乱した生ごみ等が大雨により河川やダム湖に流出し、水質に悪影響を及ぼす懸念があることから、廃棄物の不法投棄対策について、第3期実行計画の事業として検討いただきたく要望します。
74	P3	—	その他・全般	市町村	(水源環境保全・再生施策の位置付け) ⇒平成26年度に水循環基本法が制定され、翌27年度に水循環基本計画が作成されるなど、これまでの第2期計画とは環境が大きく変化したことから、今回の第3期計画では、水循環基本法及び水循環基本計画との位置づけがどのようなか、明確にしてください。
75		—	その他・全般	県民フォーラム	水源環境税については期間を区切った税源であり、期間終了後の森林の管理状況が心配される所です。その意味で森林の保全という以上に、森林資源の活用を図ることが、重要な視点であると思います。森林資源の活用を活発化する上で林道整備や材木の活用は効果的であると思います。通常の公共施設の整備や維持管理において水源地特産の材木を使ったり、個人に対しても材木購入に補助することは、水源保全の上でも許容される税の使い方であると思います。今後こうした視点からの森林資源活用に向けた取組みをお願いいたします
76		—	その他・全般	県民フォーラム	四十八瀬川流域について（他の河川状況は分かっていないので） 河川敷の①外来植物の繁殖（オオブタクサ、アレチウリ）②繁殖木（ニセアカシア、オニグルミ他）の異常繁殖対策は？ 葦、ヨシの繁殖による河床の上昇対策は？（NPO四十八瀬川自然村河川部会では河床の葦、ヨシを春に野焼きしたいと考えるが可能性は）

9 相模川水系上流域対策の推進

課題と対応について

森林整備について

山梨県上流域全体に占める森林面積は神奈川県とは比較にならない程広大である。そこから流れ出る水の8割が相模川に入ってくることを勘案すると、上流部の森林整備面積は微々たる量になり、効果を期待できない。上流部の森林対策は視点を変えるべきと考えます。上流部は神奈川に比べ、林業が活発に動いています。問題は材として出ないことです。19万人の人口では自ずと限界が考えられます。

(対応方向)

上流部の森林対策は整備ではなく、下流部で材の消費の推進や啓発に力を入れることを提案します。

生活排水対策について

桂川清流センターの凝集剤によるリン除去が始まって一年が過ぎたところで、成果や結果が読み取れないところだと思います。

清流センターの接続率が高齢化や設置費用負担などで、伸び悩んでおり、また、清流センターの流域人口に占める割合が少ないので、この先も水質に及ぼす成果は少ないことが考えられます。

(対応方向)

水質（アオコ対策）としてリン除去対策は、上流部人口最大の富士北麓センターの凝集剤によるリン除去対策が第3期以後の検討推進が必要です。

第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画(骨子案)に関する意見

委員名 坂井マスマ

頁行	意見	備考
1頁 7～8	○これまでの経緯 都市化の進展に従って水源環境が劣化した地域とは地下水を中心とした地域や、排水対策が追い付かずアオコが発生するダム湖上流域のことであり、深く傷ついた水源環境は過疎が進んだ森林率の高い地域のことで、その原因は林業の後継者がいなくなって森林が荒廃したことである。現象と結果の繋がりがばらばらで、説明になっていない。	
16	<p>「県民全体で水源環境保全・再生の取組を支える新たな仕組みが必要」として始めたものの、その後8年間にわたって対症療法を続けてきたことの検証、一般競争入札というやり方の弊害、ひたすら量だけを追ってきたやり方の修正など、謙虚に問題点に向き合い、議論を重ねた実績が必要。少なくとも施策調査専門委員会でそのような話が出たことはない。</p> <p>特にこの8年の間で全国では様々な進展があったが、神奈川県は日本で一番金のかかる方法の他にもっといい方法を見つけることはできなかったのか。見つける努力はしてきたのかを厳しく検証するべき時期にきている。それを抜きに「これまでの経緯」を説明したことにならない。</p> <p>また施策とは、実施する人とその人が動いた結果を表すもので、問題は各事業において、その後の担い手が育っているかである。超過課税がなくなった後に、それらが機能していく仕組みができているかが重要で、そこに担い手の姿がなかったら、20年も続ける意味がない。</p>	
3頁 11～12	<p>「依然として荒廃の見られる水源環境」とは、よくなったところもあるけれどまだ荒廃している所が残っているのか、まだ全体として荒廃した状況がみられるのか、やってみただけでもそれでもなお荒廃しているのか、県は実施主体として、そこを明確に書き分ける責任がある。超過課税をお支払いただいておきながら、こんな抽象的で傍観者のような表現は許されない。</p> <p>・6頁31行には「概ね順調」と書いてあるし、読んだ県民には、何がどうなっているのかのさっぱりわからない。超過課税の口実としか見えない。</p>	
16～17	「水源環境保全・再生の取組は、県民の水資源を確保するためにこれまで行ってきたダム建設等の水源開発と密接不可分な一連の取組」には無理がある。県民にとってダムは、都市部の水需要を満たすためと洪水調節である。	

一方で県が行う森林整備は、山を強くして土砂の過剰な供給を抑え、林業の手入れの不足や遅れを調整する一時的な対症療法（林業が再生するまでの時間稼ぎ）で、一連なはずがない。ダムと森林は隣り合っているが、ダムは県が造水事業のために後からつくった原料倉庫であり、森林はずっとそれ以前から多様な機能をもって存在していたもの。ダムをつくることと森林を含む自然と地域社会を無理やりセットにすることは新たなひずみを作る。そしてあらためて確認するが、県民が林業を捨てろと言ったことは一度もない。

4 頁

2. 計画の基本事項 (1) 計画の目的 計画を述べる前に、

・ひき続き超過課税をお願いする以上、県民には、目的に照らしてどう進めるべきかを率直に語るとともに、謙虚に頭を下げるべき。また全文にわたり、どこにも「森林の公的管理」という言葉がない。公的管理＝県が仕事を発注する＝財源の税金がなくなったらおしまいの対症療法であるとの説明がない。

- ① なぜ私有林を公的管理するようになったのか
- ② 水源環境税によって公的管理を強化したことの問題は何か
- ③ 今後の公的管理はどうしていくか
- ④ 一般競争入札と長期施業受委託の抱える問題
- ⑤ 自伐林家育成ができていない現状
- ⑥ 国の方針転換や他県の状況に照らして、神奈川県のとるべき道
 - ・この書面全部を読んでも、他県の違いがわからない。以下の説明が必要。
- ①神奈川県は人口が多く、森林面積はさほど広くない割に超過課税が巨額であり、面積当たりに投下される予算でも、突出して高いこと。
- ②その日本で一番金のかかるシステムを8年間継続していること
- ③それに代わるシステムの開発ができていないこと
- ④協定を結んだ上に、地代まで払っているのは神奈川県しかないこと
- ⑤神奈川県的一般競争入札では地域性が考慮されないために、獣害対策などの多能化機会がなく、人材効率が悪いこと
- ⑥他業種から参入した業者は、超過課税終了と同時に撤退し、山から離れてしまうこと
- ⑦林業会社も、超過課税終了と同時に経営危機が予測されること
- ⑧森林塾を通じて「雇用」される人材は従業員で経営者ではない。しかし超過課税終了後には、自ら仕事をつくり出す力がなければ生き残ることはできず、県からの仕事をあてにできなくなったら職を失う人がたくさん出ること。結果として神奈川県で森林整備ができる人が殆どいなくなること。

22～23

「順応的管理」の考え方にに基づき、事業の実施と並行して、水環境モニタリング調査を実施し、事業の実施効果を評価した上で、必要な見直しを

行い、次期の実行計画を策定」

- ・5頁（注1）にある「順応的管理」の説明と異なることを言っている。
- ・水環境モニタリングは順応的管理の指針のひとつでしかない。順応的管理とは、時代や社会環境や需要の変化、人口動態、水需要、気候変動、隣接する他県の方針、県自身の人的資源の確保、林業従事者の質と量、材木の価格、建築需要など、様々な指標を見ながら、施策を見直すことである。水環境モニタリングだけで年間40億円×5年間＝200億円の超過課税を投下する根拠になる訳がない。

・この8年の間に起きた、

- ① プラント業者が国の制度に乗って進めた木質バイオマス発電ブームによる過大な燃料需要
- ② 東日本大震災後の東北における新しい生業としての林業再生
- ③ 出口の見えない立ち枯れ問題
- ④ 最大限木材を活かす副業型自伐型林業の開発を起源とした国策の転換
- ⑤ 町役場・学校・体育館・スタジアム等、木造公共建築物の拡大
- ⑥ 商業施設を始めとした中層建物の木造化技術の開発
- ⑦ みなとモデル等に見られる都市と森林の連携
- ⑧ 優良木材の輸出拡大 ⑨ 丸太の輸出拡大
- ⑩ 2次燃焼機能を持った国産薪ボイラーの普及
- ⑪ ローカルベンチャーによるビル内装材・床材・家具等の開発
- ⑫ 木が持つ香りや成分を活かした商品の開発
- ⑬ 東京五輪招致をきっかけとして全国で起きているお城の再建計画
- ⑭ 天然乾燥材ブランド「TOKYO WOOD」住宅と、超低温乾燥技術の普及
- ⑮ ジビエの普及 等々

激しく動く時代を検証することなく、順応的管理を語ることはできない。

31～32

「幅広い施策を体系的に推進することとしています」この事業の実態は一般会計事業の連環からはみ出した部分の寄せ集めであり、それは県民に説明する責任がある。体系的と言うなら、一般会計における林業施策の歪みを直すところから始めるべきで、そうっていないのは当初から切れ切れの施策の寄せ集めだからだ。

6 頁

第2章 水源環境の保全・再生に向けた特別の対策

役所の視点では、問題や対策ごとに対象地域を載せた方が都合がよいのだろうが、県民は、どの地域にどんな問題があり、そこにどんな対策が必要かわかるようにしてほしいと感じると思う。県が作ったパンフレットと「～めざして」に人気がないのもそれが一因で、県民会議が作った「支えよう！～」は、神奈川県とは何か、各地域の特徴は何かといった、県土全体の視点

	から説明しているから、県民からの評価が高いのである。
10	<p>「施策導入時には予見されていなかった県西地域の脆弱な地層の崩壊による森林被害」を認めたことはよいが、一方で予見できなかったことへの反省や施業の見直しについてはどう考えるのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登山愛好家でも丹沢が崩れやすいことは知っている。特に神奈川県には温泉地学研究所という研究調査部門がある。知らなかったで済むだろうか。 ・西丹沢では山の尾根や頂上部分に人工林が広がっているのは、崩れると、尾根部にだけ土壌が残っているからではないか。 ・このことが、1期5年経過の段階で指摘されなかったことも問題。 ・県西地域の脆弱な地層の崩落だけでは、丹沢の堆積岩なのか、宝永の火山灰なのか、その両方なのか、わからない。私は両方だと思う。
16～26	<p>「(2) 県民会議による総合評価と意見」「計画、実施、評価、見直しの各段階において」とあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業評価と見直しに不可欠なのは事業モニターであり、県はその実施実績を示す責任がある。 ・過去に事業モニターが実施された事業であっても、現在在籍している委員が参加していなければ、評価見直しはできないし、それを反映することもできていないはずなので、表記は不正確である。 ・事業モニターにおいても、広葉樹林の整備の手引きが改訂されたといいながら、委員はその手引きを見ることができていない。情報開示も不十分である。
21～26 (P13 1～3)	<ul style="list-style-type: none"> ・溪畔林事業の事業モニターは、その試行中の段階で実施されたが、この度他の事業に吸収される根拠となった「成果」のことは、何の情報提供も受けていないので判断できない。 ・溪畔林整備の手引きを整備中との情報が10月29日(木)の施策調査専門委員会で示された。委員にはその成果として開示されるべきである。
25～26	<p>「これまでの取組と課題を一旦総括し、～「次期実行5か年計画に関する意見書」を取りまとめ、県に提出しています。」とあるが、私は期日までに意見を提出したが、「座長預かり」という施策大綱にも辞書にも定義のない意味不明の取り扱いを受けている。これでどうして17～19行にある「計画、実施、評価、見直しの各段階に県民意見を反映」したと言えるのか。</p>
32～33	<p>【意見】「～高標高域の県有林等も含め～」</p> <p>この意見には、「森林に超過課税を導入した他県において、導入に伴って一般会計から森林・災害対策予算が大幅に減額された例もある。一般会計の事</p>

	<p>業を超過課税で実施することには将来禍根を残す可能性が高いことがわかって以上、県有林は本来一般会計で整備すべきであることを明記する責任がある。」との意見があったことも付記すべきである。</p>	
<p>7 頁 42～47 (12 頁)</p>	<p>「ウ 森林の公益的機能の維持」、平成29年度以降に返還が始まる森林の公益的機能の維持には、森林所有者の参加が不可欠である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的管理によって、20年もの間、森林所有者を森林から遠ざけておいた挙句、その後の公益的機能の維持のためにまた超過課税の税金を使うのでは、県民に説明がつかない。 ・ 県は、森林の後継者が出ないのは所有者の意識が低いからだと言ってきたが、森林への付加価値創造など、先行投資を怠ってきた結果に過ぎない。 ・ これを最小限とするためには、一般競争入札から地域管理や自伐型などを含む多様な担い手確保施策に移行させ、面的共同管理体制をつくる必要がある。 	
<p>11 頁 右</p>	<p>「第3期計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後新たに、本来一般会計で扱うべき県有林の整備に超過課税を投入したいと県民にお願いするのであれば、それはどの事業の何にあたるのか示すのは、最低限の礼儀である。12頁以降も同様である。 	
<p>12 頁</p>	<p>「1. 水源の森林づくり事業の推進」</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 長期施業受委託に関する記述がない。 (2) 長期施業受委託の事業モニターが未実施であることも記述を要する。 (3) 長期施業受委託が導入された森林では、長伐期択伐、自伐型の試行を義務付けた方がよい。 	
<p>4～6</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿が増えすぎたのも、林業が衰退したのも、人口林が荒廃したことも、自然が起こしたことではなく、すべては「シカの過剰な保護」や「木を切らない国の方針」「植えた時期が高度経済成長に間に合わなかった」「経済成長のために若い人を都市部の2次3次産業に誘導した」など、原因の多くは人間社会の事情である。猟師や林業従事者など山を守る人材を育ててこなかったことも問題です。一般の社会でも、事故を起こすのは車でもお金でも事業でもなく、原因はすべて人間である。 ・ そして問題が人間社会にある以上、対策の対象は「自然」ではなく、「地域」と「産業」の担い手育成が最優先でなければ意味はない。 <p>「【取組】良質で安定的な水を確保するため、水源の森林エリアで荒廃が進む私有林の適切な管理、整備を進め、水源涵養など森林の持つ公益的機</p>	

能の高い「豊かで活力ある森林」を目指して取り組んできた。」

- ・まず丹沢がどちらかというと脆くて崩れやすい山であるという認識を前提として計画が必要である
- ・脆くて崩れやすい山であるからこそ、こまめな手入れが必要であり、そのためには地域密着型の面整備に必要な2.5mの丈夫な作業道が必須なのである。県が行うべきことは作業道の適切な整備のための指針づくりと、作業道名人の養成である。
- ・低標高域での鹿による食害（猪による畑の獣害）も、林業従事者（農家）が出入りしないことによるバッファゾーンの消滅によって発生していることを考えると、一般競争入札による森林整備ではその相乗効果を期待できない。面の整備は同時に、獣害対策も兼ねている。
- ・集約化や高額な高性能林業機械は、最も丹沢の林業から遠いところにある。どんな大径木でも、2.5mの作業道があれば搬出できることは証明されており、その範囲でより効率よく、生産性を上げる技術の普及こそ、丹沢林業ではないか。今一般競争入札によるとびとびの仕事では、林業会社も、そこで働く従業員も、成熟した林家も、製材所も、県産材を愛する消費者も、作業道の名人も何ひとつ育たない、100年先まで対症療法の道である。環境と自然保護だけでやっていけるほど丹沢は狭くないし、税収が減少すればそんな財源も確保不能である。
- ・私有林の荒廃が進んだ原因は、昭和30年代後半以降、材価が今より高い状況にありながら、全国に1000を数えた森林鉄道を一気に廃止し、拡大造林後の林業後継者育成を怠った国策の明らかな誤りであり、今の私たちに問われているのは、過去をどう修正し克服するかである。
- ・林業に適した場所では林業を盛んにして木材の価値を高めることは、公益的機能とも生物多様性とも矛盾していない。林業に触れないままこの問題を語ることは不可能で、県民に問題を誤魔化しているように見える。
- ・林業に掛け算は通用しない。毎日毎日の足し算で鹿結果を受け取ることができないのが林業で、一段とばしすれば、後で報いが必ず返ってくる。「生物多様性」という言葉は美しいが、「水源林だから枝打ちはいらない」と言われた山の材は、後々価値が下がり、林業を壊滅させてしまう。
- ・また今材価が安いからと言って、これからも安いとは限らない。上がったものは下がるし、下がったものは上がるのが、為替や株価に限らず世の中の法則である。
- ・現在県が行っている「公的管理」は、県の人口の15%の地域に、毎年30億円を超える生活保護が入るようなもので、一般行政水準を超えているという意味からも、過激な対症療法である。急性期の劇薬を使い続けるのと同じように、いったん身についてしまった生活保護的管理を脱却するには、長い期間をかけて体力を回復させる必要があるし、元の体質に戻らな

いたための生活改善策も必要だが、県にその方策がない。事業を継続し、財源確保を求める以上、超過課税終了後の出口にも責任がある。

- ・この仕組みを第3期以降も継続することは、立ち直るための時間は明らかに不足してしまうのであり、今から自伐型への移行を進めなければ、超過課税によって、将来の林業の担い手を、間違いなく絶滅させてしまう。納税者の多くを占める都市の住民も、そのようなことは望んでいない。
- ・県の進め方は公助ばかりが目立ち、自助があつての互助・共助・公助という社会の基本原則から大きく逸脱している。公助の典型は義務教育～高等教育である。県民が自立してやっていけるよう大枠を築くことが公助の役割であり、私有林の管理ができていないのであればできるように指導するのが最初の仕事ではないか。対症療法的に大人が手を出せば、子どもはまた大人をあてにするようになるのではないか。公益的機能も生物多様性についても、次世代に引き継ぐために地域で自律的に判断し、機能向上に努めるべきという、地域自助の視点が欠けている。
- ・丹沢の自然再生（木平勇吉ほか／日本林業調査会2012）の第4編 第3章（389～394頁）に富村周平さん（株式会社林業再生システム取締役）が書かれているように「林業と環境は相反する事業ではなく、土壌の保全と肥沃さを保ち、そのための下層植生を豊かなものにするには、適正な管理を持続的に施す林業が最も合理的な選択肢である。とくに、丹沢では、広大な森林地帯を自然保護的な考え方だけで管理できうるはずもなく、「木材という自然素材の社会的利用の促進が同時に森林環境をも保全する」林業というなりわいに、大きく着目していかななくてはならない。そして、その早期実行が今問われている。」環境にも自然にも持続可能性にも配慮した林業の再建が急務である。である。
- ・林業を軽視することによる現場での士気低下も重大な問題である。例えば、森林組合が材価が安いと、経営を維持するためにやむを得ず一般競争入札に参加すると、地域ではピンハネ商売などと指をさされ、これまで築いてきた長年の信頼が崩れてきている。こうした状況を見過ごしにしたままで林業の後継者が育つだろうか。
- ・こうして水源環境保全税は、神奈川県と中山間地域の関係断絶を招き、水源地域の県民にモラル・ハザードを起こしてきた。吉野の林業会社が日々ネット上で配信しているメッセージには、毎日多くの林業・製材・建築関係者からの共感の言葉が届いているが、神奈川県の関係者からすれば、これが同じ日本であることが信じられないような言葉の連続だ。

株式会社徳田銘木（吉野郡黒滝村）フェイスブック記事：

H25. 10. 17 『鹿の被害です。厳しいけど、これが現実です。でも、キズの部分をカットし、商品化しました。先人が一生懸命育ててくれた山です。絶対、無駄には出来ません。』

H27. 9. 16 『「生きる為の仕事やったんや」先人達は苦勞して山の頂上まで植林してくれました。「安い」「売れない」そんなこと言ったら罰があたります。』

H27. 10. 16 『細い木も1本ずつ「大切」に皮を剥きます。木にも、使っ
ていただく人にも、喜んでいただけるように。』

H27. 10. 27 『「個性」を活かす「木取り」をしています。みんな真剣です。』

- ・西丹沢では、高標高に人工林が多い。表土が薄くもろくて林業ができる場所は崩壊しても土壌が残る尾根筋に限られていたからと考えられる。地元の人にそれを指摘すると「子孫のことを思って、皆苗木を背負って山を上がったんだ」という答えが返ってくる。その言葉には「目先の利益のためにそんな苦勞をするはずがない」という意味が込められている。私たちは託されている。県の今の施策は、現場でその気持ちを引き継いでいる県民の気持ちを傷つけ続けてきたのではないだろうか。そして、そうした厳しい環境の山を抱える神奈川県だからこそ、面展開できてこまめな手入れが期待できて、野生動物が入りにくくなる、地域密着型・自伐型の林業の推進が急務なのである。

「広葉樹林については、長期にわたり森林整備を行う必要がある箇所の確保は概ね完了した」とあるが、その後の問題はどうか。

12頁
9～10

- ・県による整備で土壌流出が進み、改善していない場所については、地権者に対する善意の管理者の注意義務として、地権者への報告と共に、手直し計画の策定が必要ではないか。病院には患者さんに治療計画を説明する責任があるように、その地域と今後のことを話し合っ
て進める必要がある。
- ・最小限の整備とは言うものの、表土が薄いところで若い木ばかり伐っていたら、表土流出は押さえられないとの意見がある。また最小限の整備によって太い木を残されると、それが傾いて水が入り崩れやすくなる。県は地域住民を危険にさらすのか、との意見もある。対応策が必要である。
- ・広葉樹林の施業の手引きが変更されているが、その内容が委員に開示されておらず、「評価」ができない状況が続いている。

20～22

「返還した森林は、その後も水源涵養機能など公益的機能が発揮される状態を維持していくことが望まれるが、所有者が森林の状況を継続的に把握することは困難な状況である。」とあるが、これはまさに地域を無視した一般競争入札の弊害である。一般競争入札はどこまで行っても点と点にすぎないが、地域密着の業者や自伐型林家を育成していれば、隣の森林へ隣の森林へと、整備が面で広がることは高知県など多くの県で実証済みである。近くの森林を一体的に整備すれば、作業道の整備も含めて何かと都合がよく、経費が掛からない分だけ生産性が向上するのは、集約を進めている神奈川県

の現場でも理解されているはずだ。森林の状況は自然的に継続的に把握されていくものである。この文章は、一般競争入札というよそ者と新参者の急ぎ仕事はその場限りで、日本一たくさんのお金をつぎ込んだ挙句、後に何も残らなかったことを告白しているようなものである。「母屋（一般会計）ではおかゆをすすっているのに離れ（特別会計）ではウナギを食っている」という言葉を残し先頃他界された塩じいと呼ばれた元財務大臣がおられたが、水源環境保全税はまさにその道を行っているのではないか。

「確保している期間が短い人工林」は説明が必要である。

34

「（かながわ森林塾の実施）」「労働力の量的・質的確保の推進」

13頁
5～
7

- ・労働力としての雇用とは本来都市の仕組みであり、いわば雇われである。しかし田舎へ行けば、農業も林業も、万屋さんも、みんな経営者とその一族である。雇われはどこまで行っても雇われであり、自分で事業を創造したり展開したりできない以上、超過課税終了後は、殆ど生き残らないと言っている。同じ税金を使うなら、経営者を育てなければ、いくらお金をかけたところで、平成39年以降は、元も子もなくなるだろう。
- ・元も子もなくなって、困るのは水源地域の方々であり、卒業生である。どんなに技術があっても、雇ってくれる会社や働く森林、林業に必要な道具がなければ、役に立たないし、生活が立ち行かない。林業を離れるしか選択肢はない。特に林業という仕事は、地域ごとに必要な技術も異なり、自分の本拠地となる地域を持たなければ、通用しない仕事でもある。
- ・県は、卒業生を林業会社に「雇用」させているが、将来の見込みもないのに無責任としか言いようがない。今の指導体制では、卒業生は県の言われるままに木を伐り出す以外の仕事はできないまま放り出されるのである。
- ・真の林業人材を育成しようと思うなら、創造的センスを鍛える科目も必要である。地方の森林の現場では、アイデアを出し、新しい仕事を生み出している人材は美術系だ。有名な岐阜県立森林文化アカデミーでは、森林の文化から商品開発～販売までの広く創造的な発想の指導が行われているように、神奈川県にも、そこに根付き、そこで芽を出せる人の種を育てる視点が不可欠である。
- ・1次産業の後継者問題の切り札は孫世代である。後継者は出ないと決めつけて自然ばかり見ていると、肝心な人材育成が疎かになり、技術・産業の継承の最後のチャンスを捨てることになる。親子だと言にくいことも、孫には素直に教えてあげたくなるのが人情で、現在各地で活性化している「ローカルベンチャー」「林業ベンチャー」の創業者はすべて孫世代。それもかなりのインテリだ。
- ・第2期（平成24～）は、森林塾の事業モニターが実施されていない。

<p>1 4 頁 8～ 13 20～ 21 30～ 32</p>	<p>2. 丹沢大山の保全・再生対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広い範囲で鹿の生息状況調査も行っているワイルドライフレンジャーが、一般競争入札で募集して、それも1年契約では、山の情報の引き継ぎもままならないし、それで長期的な対策がとれると思う県民はいない。今はたまたま同じ人が重複して担当してくれているに過ぎない。 ・ 平成26年2月の豪雪で、山梨県では即座にホームページ上で、鹿の雪による被害状況の情報提供の依頼が出され、全県から集まった情報を集約することができたが、1年契約では遠慮して、そういう提案はしにくい。 ・ 平成39年度以降の計画が不明。雇用してあれば、それまでの計画も立てられるし、平成39年度以降突然レンジャーの契約がなくなることもない。 ・ 東京都が行っているような、ヘリコプターで猟師を上げ下ろしは無理にしても、できる範囲でモノレールの延伸は検討されてもいいと思う。またそのモノレールは、他の用途にも使えるものであると更に有効である。 	
<p>1 6 頁 12～13</p>	<p>3. 土壌保全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 豪雨等で寸断された林道の復旧は急務である。崩落が多く予測される地域までの動線を優先的に確保し、整備を進める必要がある。 ・ 特に宝永の火山灰が堆積し、大量の移動がおきたのは、森林が9割を占める山北町である。森林率が8割を超えると、林業を抜きに地域経済は成立しないとわれ、火山灰の問題がなくても、もっと地域が森林への関与を高める必要がある地域である。 ・ 宝永の火山灰が崩落した場所は、殆どが手入れ不足でもやしのような人工林であることから、同様の条件の森林所有者には警告を送り、専門家の話が聞ける機会を設定するなど、自分の所有する森林への関心を高めてもらう必要がある。 ・ 宝永の火山灰が路盤材などへの利用が可能であれば、必要な場所に推奨すればよい。また、新たな活用方法も見つける努力が必要である。 	
<p>1 8 頁 4～6</p>	<p>4. 間伐材の搬出促進</p> <p>「民間の力を活用して～良質な森林づくりを進めるため～有効利用を図ることにより、森林所有者自らが行う森林整備を促進～資源の活用による持続的・自律的な森林管理の確立を目指して取り組んできた。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県は、路網が少ないため、日本一搬出コストが高い。そして日本一搬出助成金も高い。助成金がなくなれば、均衡ある搬出は不可能に近い。 ・ 林道が使えないまま放置されている西丹沢を中心とした搬出に不利な地域には恩恵がなく、公平性に問題がある。 ・ または東丹沢を始めとする林道が多い搬出しやすいところでは、取りやすいところの木が集中的に伐られ、山の整備に不均衡が生じる。 	

- ・助成金がなくなったところで搬出する者はいなくなる。材が売れなければ森林整備をする者もいなくなる。「持続的・自立的な森林管理」からはどんどん離れている。これではただのばら撒きで、超過課税の使い方として完全に誤り。

「間伐材の搬出支援や指導員による生産指導等を促進した結果、私有林からの間伐材の搬出量が年々増加するなど、木材等の森林資源の活用による持続的な森林管理への道筋がつけられた。」

- ・この文章は、森林も、所有者も、林業関係者も、全てを侮辱している。
- ・県産材の材価の下落が止まらない。森林再生課発行の「林業再生の取り組み 平成27年3月版」（以下、同資料という）5頁
杉丸太価格：平成23年10,800円 ⇒ 平成25年8,700円と、2年で2割下落。
(平成26年は8600円と更に下落)。

7～
10

林業会社の経営に置き換えると、売り上げが2割減れば、荒利益は半減、純利益はゼロか赤字だ。「持続的森林管理への道筋」は、閉ざされたに等しい。助成金がなくなったら誰もやらなくなる。

- ・原因は、供給過剰とも言えるが、需要創出の不足がより正しい。一般会計側の事業の不足に水源環境税による搬出促進が拍車をかけていることは明らかである。伐らないと植えられないし、森林の少子高齢化是正が必要なのはわかるが、供給側だけを強化すれば材価が下がり産業は衰退する。
- ・売り先が決まらないのに収穫する農家はいない。農業では、収穫して売り先がなければ収穫コストは無駄になるし、放置作物が獣害を増やす。一方で林業のよいところは、農業のように収穫期が決まっておらず、木を山に貯蔵しておけるところ、相場を見ながら出荷できるところだ。
- ・更に搬出を強化するのであれば、それは一番安い時に株を売れと言うようなもので、私有財産に対する公の不適切な介入でしかない。県は自分達が勝手に設定した搬出量の目標が大事で、先人から引き継いだ県民の財産を棄損しても何も感じないのか、正気を疑う。森林所有者（中山間地域）は、低迷する材価と超過課税終了後を憂い、将来の希望を見失っている。

「夏場の搬出量が伸び悩む」から

「夏場の搬出量をも高める」のは、県の都合でしかない。

夏場は伐ればすぐ虫が入るし、材の管理が難しい。夏場は下刈りや干ばつなど作業も厳しく、離職の最大原因になっている。林業の現場に無理難題を押し付けるようなことはすべきでないし、林業者も夏は農業の収穫など、別のところで稼げばよい。林業市場があいていると困るのは県の都合に過ぎず、そこに業者の仕事を合わせさせるなど言語道断。冬場が足りなければ、業者には自分で売る努力をするよう言えばよく、また県の販売強

12～13 20～21	<p>化策が機能していれば、市場に余ることもそうはないはず。全ては己の身から出たこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期（平成24年～）間伐材の搬出促進の事業モニターは、実施されていない。 <p>「間伐材の搬出方法の普及定着」</p> <p>長期的に森林を見た場合には、搬出に必要な作業道への助成、地質を考慮した安全な作業道計画と路網指針の策定、作業道講習などに予算を振り向けるべき。</p>
22～24	<p>【以下、一般会計で行われている森林事業の歪みとの関係について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般会計における材価対策も不十分だ。同資料15ページ「木材流通の現状」によると、原木市場での取引が63%で、うち51%の行き先は他県だ。第1位は福島県で、第2位は三重県。わざわざ買いに来るのは、福島県は放射線の問題があるとして、三重県は、運んで行っても利益が出るからだ。大消費地東京と東名高速道路でつながり、県内に900万人が暮らす、これ以上恵まれた県はないはずなのに、地産地消対策は20年遅れのままだ。 ・超過課税によって搬出量を増やした結果、材価は下がり、他県の業者に価格支配権を握られ、結果的に県民の超過課税が、地域を材価の下落で失望させ、儲かっているのは他県の業者という状況は、問題が県内の対策にあることを示している。 ・神奈川県産材が他県へ行くと5割増の値がつく状態を放置したら、森林に人は寄り付かなくなる。そこには持続可能性も公益的機能も存在しない。 ・一般会計事業では、需要も見誤っている。同資料 16ページ 「流通の将来イメージ図」と、18ページ 3合板工場と連携した虫害材等の利用促進(1)「基本的な考え方」を見ると「木材利用＝無垢建築用材または合板」という、一生に一度の買い物でしか出会わないものだけで勝負するようだ。しかし今は、その一生の買い物であっても多くの家で躯体は内装に隠れてしまうし、昔のように無垢材を表しで使う建築も少なく、節がないことや、規格通りの長さであることの意義は低下している。 ・またそれ以前に、地域材が生活にとけ込む努力が必要で、まずはまな板のような家庭用品、節も割れも木の個性や素朴さのデザインだと思えば内装としても喜ばれる。そういう切り口はまったくみえない。 ・同資料の19ページ、2. 県産木材製品の消費拡大(2)にある、神奈川新聞社との共催による『かながわ家づくりフェア』でも、私が見る限り来場者に県産材を説明している様子がなかったし、「地域材を使うことがなぜよいのか」を説明できる企業もごく稀であった。県が来場者に「なぜ神奈川県産材なのか」を語ろうという気概は伝わってこない。 ・県産材住宅融資金利優遇の対象は農協だけで、都市部の需要に対応できて

いない。

- ・こうした県の一般会計側の事業が不十分であれば、そこに超過課税を積み増して搬出促進を図っても、取引の充実や広がりが見込めない以上、材価の改善は期待できない。
- ・県では、A材需要がないから林業は儲からないという言い方もされますが、同資料 16ページ 加工流通対策の1. (1)に書いてあることは「消費者や工務店が求める乾燥材や仕上げ加工材等の品質の確かな製品の供給施設が少なく、質・量ともに安定的な供給体制の確立が課題となっている」と、全く反対である。本来は、『安定した県内需要 ⇒ 製材所の設備投資 ⇒ よい材の生産 ⇒ 競争力』だ。
- ・県内の腕がいいと言われる製材所が、設備投資もせず、そのまま廃業を考えるのは、ひとえに材が安いために県外に材が流出してしまう現状に、希望が持てないからだ。時限の助成金で売り先も決まらないのに搬出だけ進むから材価が下がる、林業の経営は助成金頼みで先がないし、将来の安定供給の保証もない。製材所は、将来をそう見ている。水源環境税による公的管理は、県内の製材所の地位を下げるだけでなく、存続も危うくした。
- ・同資料にある「製材所を誘致する」ことは、今ある製材所は不要と言っているのと同じ。事業継続する意欲が削がれるから廃業は更に進み逆効果だ。社員の定着率が上がればよい社員が集まると同様、廃業する製材所を再建した方が、県内林業にも効果的だ。
- ・同資料の18ページ 2. では、B材は県内では加工できないから県外の加工工場への販売に力を入れると言うが、B材は県外で加工しなければ売り物にならないと思っているのか。純和風の家でも、節や傷がある材は土台や柱に使う。曲がった材も玄関の框(かまち)に使えば家の顔になる。画一的なマンションにも個性が出せる。家の中で木の会話が生まれる。
- ・材価は、県民の地元愛でしか維持できない。大規模林業はできないのだから独自の道を開拓するしかないのに、その覚悟がない。県民は、県とはまったく異なる尺度、美的感性に訴える木目や、木が発する香りや成分による健康効果などを求めているはずだ。気象条件が同じ地域で育った材を取り込みたい県民も、どこへ行けばそれが手に入るかがわからないから買えないだけだ。特に都市部の消費者は、高温人工乾燥による材質や強度の劣化などには厳しく、それよりもむしろ昔ながらの天然乾燥が持つ強度や上質さに愛着を感じる。販売する側にも、人工乾燥と天然乾燥、各々の魅力や個性を説明できるセンスや話術が求められる。
- ・森林や建築の関係者の目からは、今県がしなければならぬことは、地域ブランド力の強化なのに、販売力が不足していることを棚に上げて山の安売りに走っているように見えている。
- ・こうしてまだまだ使い道が広がるB材の可能性に気づいていない現状は、

見方を変え、発想を変えれば、まだまだ相当な市場が拓ける可能性が残っているとも言えるし、端材やC材も流通に載せ、無駄なくお金に代える、木を活かしきり、使い切り、売り切る、そういう方向で努力をすれば、世界は程なく変わるとも言える。

- 出口と市場は、流域や県境ではなく、道路と商圈から設定しなければならない。県は「県産材」を強調したいのだろうが、生産性や価格競争力を考えるなら、生産から運用の効率化のためには、道でつながっている旧津久井と道志村、山北町—小山町を一体として扱う方が合理的だ。現在の助成制度は、県をまたぐと使えないなど制約が多く、材は遠回りし、加工の効率を下げた分だけ経費がかさむやり方だ。
- 今の丹沢の川下（消費地）は、小田急線・京王線・東名高速の先にあり、ファンの開拓もその方向でなければ意味がない。横浜・川崎・都内の皆さんが水源地域に理解と愛情を持っていただくことが、最終的に一生の買い物の際に効いてくるのである。
- 高知県林業環境政策課では、年に4回、森林環境税の情報誌を発行し、木のこと、木の家のことなどを詳しく楽しく案内している。県民がみんなで森林を守るといふ、都市部と田舎の県民の気持ちはつながっている。
- 今の木材の流通は、何が何でも秦野に集め、結果として他県に材を流出させ、材の顔であり国の手形である「産地・銘柄・人柄」を奪っておいて、全国規模の価格競争にさらし、そこに超過課税を求め、その助成制度がまた材価を下げるという悪循環を起こしている。
- 林業にも戦略は必要。地域にも、山にも、材にも、もっと感謝と愛情が必要。材を我が子と思って送り出してもらいたい。
- 森林・林業のあらゆる事業において、「都市部が中山間地域を購入で支える」構造を強く意識する必要がある。都市と中山間地域が直接取引すれば、地域の過疎や高齢化、担い手不足、森林管理など、多くの問題が同時に解決する。ただこれまで中山間地域で「都市部の需要を掴み、地域の担い手育成や製品開発を行う」人材を育ててこなかった。中山間地域の自治体は都市部との連携を心待ちにしているし、人口が少ない分だけ各共同体の結束も生きていて、意識が変わるのも早い。そして一度決まればその動きは、県が税金で広大な森林に手を入れるよりもはるかに速い。また県民間の結びつきからは、新たな事業創出も期待でき、効果は最大化する。
- 林家の自立も、同様に県の助成のあり方にかかっている。
- また農地解放がもたらしたのは、3ちゃん農業という不況知らず・倒産知らずのシステムだったことを思えば、副業型、自伐型の林業育成が、いかに材価の変動に強いのかも理解されると思う。
- 一般会計で行う森林事業の歪みに、水源環境税が入ることで、材価の下落には拍車がかかり、林業から夢を奪い、収益性を奪い、地域経済再建の道

19頁	<p>を閉ざし、地域と地域間交流を分断していないか、そういう視点からの検証が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後県有林に水源環境保全税を入れることになり、県有林からの搬出が増えれば、材価は更に下落する。広く森林・林業関係者がこの問題について意見を述べる場や機会を設けるべき。 <p>5. 地域水源林整備の支援 県がフォレスター養成を強化し、支援員を派遣すること。共同して森林計画を策定し、山を走り回ればよい。とにかく喜ばれる支援をすること。共感と責任感は、現場でこそ培われる。</p>
24頁 3～7	<p>8. 生活排水処理施設の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の基準を満たしている合併浄化槽を備えたところまで含めて「高度処理型を100%整備する」のは、目標と言えない。法律を犯しているわけでもないのに、県が新たな支出を求める根拠がない。 ・まして丹沢湖では、富栄養化したこともないのに、その目標を押し付けられてきた。県は謝罪すべきだ。
17～18	<p>「今後は環境負荷の大きい事業所などの（高度処理型の）整備促進」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丹沢湖の水質には問題がない上、三保ダムのダム集水域に大きな汚染原因となる商業施設は存在しない。対象外とすべき。それとも宮ヶ瀬湖も含めてすべてのダム上流域を対象にするのか、不明確。 ・宿泊施設と養豚場ではまるで条件は異なっており、既に合併処理浄化槽がある現在の基準を満たした施設にまで、高度処理型への転換を求めてはならない。水源環境税は、地域の富を一部の浄化槽製造会社と電力会社を肥やし、そのことは過疎に悩む地域経済になんの利益もないどころか、事業の意欲や活力まで冷やしてしまう。これ以上の地域の富の収奪は許されない。経済連関についてあまりにも無関心で、過疎地に冷淡だ。
29頁 3～5	<p>11. 県民参加による水源環境・保全再生のための仕組み</p> <p>「計画、実施、評価、見直しの各段階に」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年ごとの見直しにあたっては、全ての事業について事業モニターが実施されている必要があるが、実際には実施されないまま計画が作られている。評価がないのに、見直したとは言えない。 ・林業を専門とする委員がない。超過課税の各事業が一般会計の事業からはみ出した事業の寄せ集めである性格上、一般会計の事業との整合性を確認する上でも、林業を担当する委員の存在は不可欠である。
31頁 10～11	<p>「取組主体」 「県が中心となって」 公助の第一は自助を促すことであり、県は全体の奉仕者として独りよがりにならない謙虚さを持って欲しい。</p>

第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（骨子案）に関する意見

委員名 中村道也

頁・行	意見	備考
	<p>3期5年間は、本事業の実質的な最終章である。</p> <p>そのため、事業の整理に必要な4期目は「計画」としては、成り立たない。</p> <p>そこで、事業に対する基本的な考えを意見としたい。</p> <p>本事業は、税の原則である受益者負担を基本とし、水の安定供給と質の改善を、県民に約束したものである。</p> <p>行政は、事業の成果や効果を、定められた20年の枠組みの中で考えるだろうが、その目的を考えた時、個別事業の多くは、20年という短期で結果を得る事は出来ない。不確実性の自然環境を相手にする本事業は、その成果は100年という単位で考える必要がる。そのためにも、第3期5年は、次期20年を見据えた事業の、根本的な見直しが必要になる。</p> <p>基本は、予算額の多寡でなく、広く県民に理解される事業の拡大である。</p> <p>個別事業に対する意見は、評価・批判と多くあるので、水源施策の森林管理に対する基本姿勢を改めて述べたい。</p> <p>現在、一括りになっている「森林管理」を、自然林と人工林に明確に分ける必要がある。</p> <p>水源環境として最も森林機能の役割を大きく有する自然林と、木材生産を目標とする人工林の管理を、水源の森林と、一括りにするのは無理がある。</p> <p>自然林と人工林では、その目的や性格を考えた時、森林の果たすべき役割、期待する機能はまったく違う。</p> <p>当然だが、整備手法は自ずと変わる。</p> <p>事業の中身について、個別事業では仕分けされているが、見出しの概要で分けるべきと考える。</p> <p>さらに、人工林も、ダムより上流域と下流域を分けて考えたい。</p> <p>人工林管理の必要性は認めるが、本制度は一業種である林業の救済制度ではない事を明確にする必要がある。</p> <p>いずれにしても、本計画には、70年代に破綻した林業の支援とは別物</p>	

	<p>と言う意識改革が必要である。</p> <p>林業に公的資金を注ぎ込みつづける事は、水源環境整備という、本来の目的を見失う。</p> <p>予算の多くが人工林に費やされる事を否定しないが、水源環境に最も貢献する自然林整備は事業の独立を担保すべきである。</p> <p>溪畔林整備は、現在まで試験的整備に過ぎず、モニタリング成果も、緒についたばかりであり、事業内容も確立していない。</p> <p>多様な生物の繋がり、森林環境と水との循環など、水源環境として、都市市民に理解されやすい事業である。</p> <p>溪畔林に限らず、様々な自然環境を有する自然再生事業を、一つの括りに組み込む事は、目的や事業の必要性が、「森林管理」という曖昧模糊とした表現の中に埋もれてしまう。</p> <p>人工林の管理・運営は、一義的に所有者の責任と努力の中で行うべきである。そこを基本に考えれば、木材搬出や森林塾などの事業は、本来、一般財源で行う性格と思われる。</p> <p>超過課税で行う林業支援は、一般財源で行う事業と分けて考え、人工林管理なら、一定の林齢を設定し、その後は、所有者責任を明確にすべきである。</p> <p>自然環境の保全までを組み入れた水源環境整備は、ブナ林の再生。シカ管理。溪畔林再生など。これまで事例のない事業に取り組むなど、全国に先駆けた壮大な実験でもある。</p> <p>それを理解し、期待する県民の意思を重く受け止めて欲しい。</p> <p>不特定の県民が等しく享受する利益を基本とする事を、改めて確認したい。</p>	
--	---	--

第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画(骨子案)に関する意見

委員名 服部 俊明

頁・行	意見	備考
P13の2～3 行	<p>1 水源の森林づくり事業の推進について</p> <p>平成9年度から実施している水源の森林づくり事業で確保した森林が、平成29年度以降、契約期間が満了し、所有者へ返還されます。このため、第3期計画(骨子案)において返還後の森林の状況を把握し、公益的機能の持続状況を確保していくため、森林の巡視等を行う仕組みを構築することですが、巡視の結果、荒廃林へ移行する可能性があるなどと判断された森林に対して、どのような手法や仕組みで健全な森林を維持していくのか、巡回だけでなく、森林整備も含めた制度設計が必要であると考えます。</p>	
P25の2～3 行	<p>2 生活排水処理施設の整備促進について</p> <p>第3期計画(骨子案)において、新規に県内水源保全地域における一般家庭の合併処理浄化槽の整備を新規事業として取り組んでいくとのことですが、県営水道の取水は、相模川にあっては寒川で、酒匂川にあっては小田原で行われており、いずれも下流域であることから、上流域にあるダムから取水堰までの間の一般家庭からの生活排水を処理のための合併浄化槽の整備については、必要であると理解しますが、これにはかなりの額の経費が必要となり、その財源をどのように手当するのでしょうか。水源環境税の税収規模を2期計画と同額であるとする、当然これまで継続してきた既存の事業費を圧縮する必要があり、その進捗に大きな影響を与えます。新規事業の導入は、既存事業に影響を与えないという配慮のなかで行うべきと考えます。</p>	

第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（骨子案）に関する意見

委員名 森本 正信

頁・行	意 見	備 考
P18	<p>4 間伐材の搬出促進</p> <p><間伐材の搬出促進と利活用の仕組づくり> というタイトルへの変更を要望します。</p> <p>骨子案では、搬出促進という面だけに、注目をしていると思います。消費を考えてこそその 川上から川下までの森林循環でしょう。マーケット（910万人の県民）が現に存在する以上、森林資源を県民に繋ぐ新たな仕組づくりが ぜひとも必要なのではないのでしょうか。</p> <p>以下、アイディアとして記します。</p> <p>ウッドスタート（木育）という言葉があります。赤ちゃんが誕生したご家庭に積木などの木製品を自治体がお祝いとして贈るものです。神奈川県でも、例えば、スギかヒノキ製の「身長計」の板を贈呈することを発案されてはどうか。</p> <p>安定した需要があれば、消費からドライブを起こすことができます。肝心の財源ですが、森林再生パートナーなど法人等からの寄付なども含めて、広く県民から寄付を募り、足りない部分に水源環境保全税を充てたいと思います。</p> <p>その折は、今の「神奈川県水源環境保全・再生基金」も呼称変更し、「神奈川県もり・みずファンド」として、より親しまれる 身近な基金とすることが必要かもしれません。よろしくをお願いします。</p>	

P 26	<p data-bbox="309 161 730 192">9 相模川水系上流域対策の推進</p> <p data-bbox="309 259 1206 434">昨今の県民フォーラム等において、神奈川県民と一部の山梨県民の間に齟齬（受益者負担論）が散見されてきています。 この原因としては、両県民の間でまだまだ交流が不足していると思われることから提案するものです。</p> <p data-bbox="309 501 1133 725">事業名 : 「水源交流会」の開催（水源視察・各種の交流企画） 主 催 : 水源環境保全・再生かながわ県民会議 協 力 : 桂川・相模川流域協議会 規 模 : 年に数回程度 その他 : 山梨県との共同事業の位置付け</p> <p data-bbox="1091 792 1177 824">以 上</p>	
------	--	--